

(素 案)

第2次 高槻市男女共同参画計画

令和 5(2023)年度～令和 14(2032)年度



持続可能な開発目標 (SDGs) の目標 5

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	2
1-2 計画期間	2
1-3 計画の位置づけ	3
1-4 男女共同参画に関わる動向	4
1-5 これまでの取組と評価	15
第2章 計画の基本的な考え方	31
2-1 計画の基本理念	32
2-2 計画の基本的視点	33
第3章 計画の内容	34
3-1 計画の基本目標と基本方針	35
3-2 計画の体系	36
3-3 具体的施策	38
3-4 計画の指標	81
第4章 計画の推進	82
4-1 計画の推進体制	83
4-2 計画の進行管理	84
<資料編>	85
1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
2 男女共同参画社会基本法	
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
5 高槻市男女共同参画推進条例	
6 用語解説	

◎本編中で右肩に*が付いている用語は、資料編「6 用語解説」に掲載しています。また、同一ページ内に同じ用語が複数ある場合は、最初の用語に*を付けています。

◎本計画書に掲載している「高槻市男女共同参画に関する市民意識調査」の詳細は、市ホームページをご覧ください。

第1章 計画の策定にあたって

- 1 - 1 計画策定の趣旨
- 1 - 2 計画期間
- 1 - 3 計画の位置づけ
- 1 - 4 男女共同参画に関わる動向
- 1 - 5 これまでの取組と評価

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」(平成11(1999)年制定)は、基本理念(第3条から第7条)に則り、男女共同参画社会*の形成の促進に関し、国の施策に準じ、地域の特性に応じた施策の策定と実施を地方自治体に義務付けています。また、市町村に対して、国・都道府県の計画を勘案した基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市では、国内外の動きに対応し、女性の自立と地位向上に向け計画的に取り組を進めてきました。平成17(2005)年の「高槻市男女共同参画推進条例」制定後は、関連する法律の改正等も踏まえた「高槻市男女共同参画計画」(平成25(2013)年策定、平成30(2018)年改訂。以下「前計画」という。)に基づき、長期的な視点に立った取組を進めています。

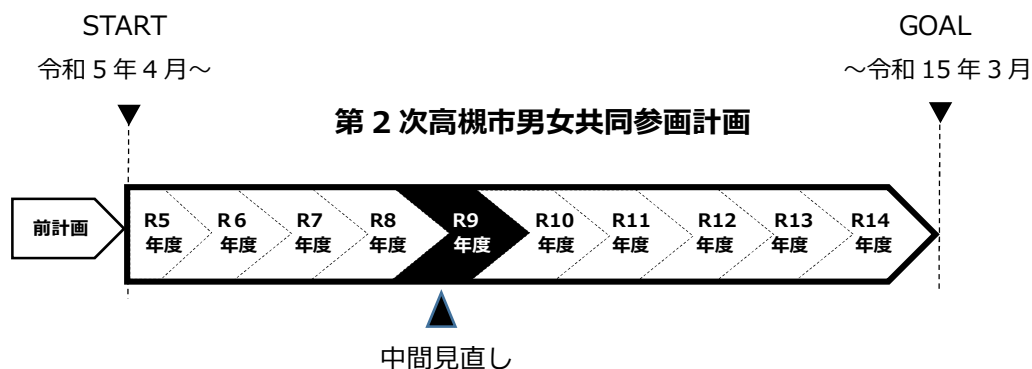
今般、前計画が令和4(2022)年度で目標年次を迎える中、今後も引き続き、男女共同参画社会の形成の更なる推進を図る必要があることから、令和14(2032)年度を目標年次とする「第2次高槻市男女共同参画計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、近年の社会経済状況や、市民の意識の変化、また法令等の動きを踏まえ、前計画を継承しつつ再構築するものとします。

1-2 計画期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とし、長期的な視点に立ち取組を進めるものとします。

なお、社会情勢や男女共同参画を取り巻く環境の変化に対応するため、概ね令和9(2027)年度に中間見直しを行うこととします。



1-3 計画の位置づけ

1 法的位置づけ

本計画は、以下の3つの法律を根拠とする市町村計画とします。

「男女共同参画社会基本法」

⇒ 第14条第3項に基づく、「市町村男女共同参画計画」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)

⇒ 第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)

⇒ 第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」

2 国・大阪府との関係による位置づけ

本計画は、国及び大阪府の計画や基本方針を勘案した計画とします。

<国>

「第5次男女共同参画基本計画」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」

「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」

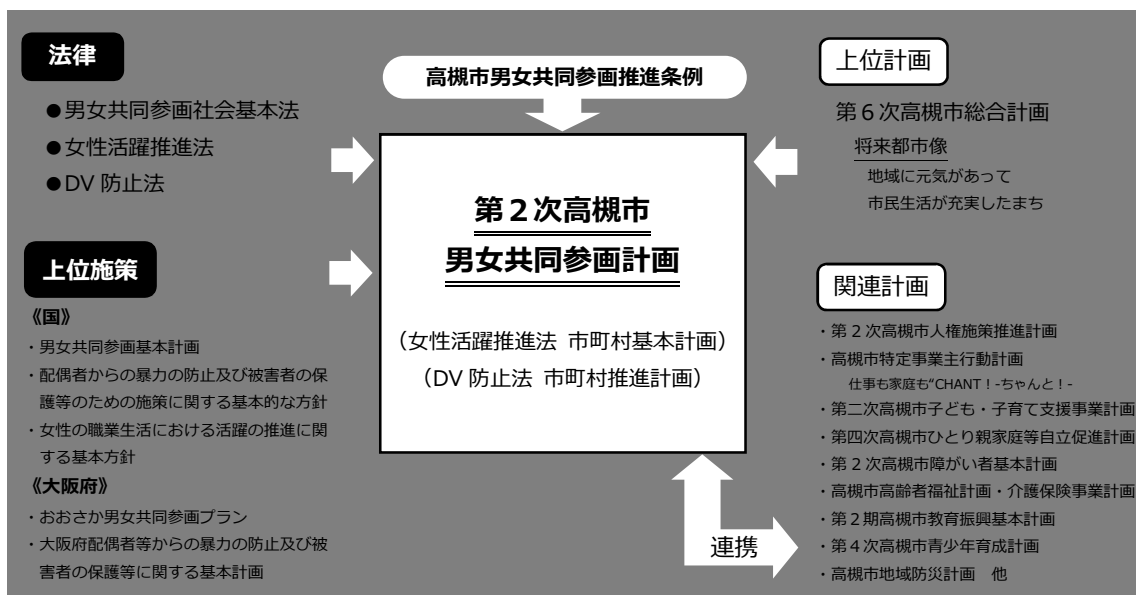
<大阪府>

「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」

「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」

3 本市における関連計画

本計画は、「第6次高槻市総合計画」の基本構想に掲げる将来都市像「地域に元気があって市民生活が充実したまち」の実現に向けた分野別計画です。「第2次高槻市人権施策推進計画」をはじめとする他の行政計画とも連携し、全庁的に男女共同参画の視点を持ち、効果的な施策の推進を図ります。



1-4 男女共同参画に関わる動向

1 世界・国・府・市の動き

世界におけるジェンダー*の平等・男女共同参画に関わる動きは、国連を中心に進められてきました。国内では、この国際的な動きに国内の社会経済情勢も加味する中で、法整備や方針策定などの取組が進められてきています。地方自治体においては、これらの動向を勘案しながら、連携して取組を進めています。

(1) 世界の動き

年次	内容
昭和 50 (1975) 年	・国際婦人年世界会議において、「平等・開発・平和」を目標とした「世界行動計画」を採択した。
昭和 54 (1979) 年	・「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約（女子差別撤廃条約）*」を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても性別による固定的な役割分担を解消することを打ち出した。
昭和 60 (1985) 年	・「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議において、各国等が効果的措置をとるうえでガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択した。
平成 5 (1993) 年	・国連世界人権会議で、女性の権利は人権であることを宣言した。 ・国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択した。
平成 6 (1994) 年	・国際人口・開発会議において、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の考え方を女性の人権として国際的に初めて打ち出した行動計画を採択した。
平成 7 (1995) 年	・国連人権委員会において「女性に対する暴力をなくす決議」を採択した。 ・第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」において、男女平等に向けたコミットメントの中に「あらゆる政策にジェンダーの視点を持つこと」や「世界の女性の地位向上とさらなるエンパワーメント*を更にすすめること」が盛り込まれた。
平成 12 (2000) 年	・国連の特別総会として開催された女性 2000 年会議において、夫・恋人等からの暴力に関する立法や適切な仕組みの強化等、女性に対する暴力の防止に関する多くの取組が提案された。
平成 21 (2009) 年	・国連の女子差別撤廃委員会が、男女ともに婚姻年齢を 18 歳に設定すること、女性のみ課されている 6 か月の再婚禁止期間廃止及び選択的夫婦別氏制度の採用などに関する国内法の既定の整備を指摘する、日本政府への最終見解を公表した。
平成 23 (2011) 年	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）が発足した。
平成 24 (2012) 年	・第 56 回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択された。平成 26(2014)年の第 58 回同委員会でも同決議案が採択された。
平成 27 (2015) 年	・国連において持続可能な開発目標（SDGs）*を全会一致で採択。「ジェンダー平等の実現」を目標の一つに設定するとともに、すべての目標達成に必要な不可欠であると重要性を明示した。
平成 28 (2016) 年	・G7 伊勢志摩サミットにおいて、各国首脳から「女性活躍推進」が発信された。
令和元 (2019) 年	・G20 大阪首脳宣言において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性を強調した。

(2) 国の動き

年次	内容
昭和 59 (1984) 年	・昭和 60 (1985) 年の女子差別撤廃条約*批准に向け、父系優先血統主義から父母両系血統主義に改正する「国籍法」が改正され、翌年から施行された。
昭和 60 (1985) 年	・前身の「勤労婦人福祉法」を改正した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)」が制定され、翌年から施行された。 ・女子のみが必修であった高校の家庭科を男女共修にすることが文部省 (当時) の「家庭科教育に関する検討会議」で合意された。(その後、平成元 (1989) 年に学習指導要領が改正。) ・これらの経過により、72 番目の条約締結国として女子差別撤廃条約を批准した。
平成 8 (1996) 年	・前年の第 4 回世界女性会議の成果を国内的に実現するため、新たな行動計画として「男女共同参画 2000 年プラン」を策定した。
平成 11 (1999) 年	・5 つの基本理念、国・地方公共団体・国民の責務等を明記した、男女共同参画社会*の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定・施行された。
平成 12 (2000) 年	・「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画 (第 1 次)」を策定した。 ・女性に対する暴力の防止に向けた法整備として「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定・施行された。
平成 13 (2001) 年	・女性に対する暴力の防止に向けた法整備として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)」が制定・施行された。
平成 16 (2004) 年	・「配偶者からの暴力」に精神的暴力を含むよう定義とし、元配偶者も保護命令の対象とする「DV 防止法」が改正され、同年施行された。また、同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を策定した。 ・子ども (18 歳未満) の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるう「面前 DV*」を心理的虐待のひとつと認定する「児童虐待防止法」の改正が行われ、同年施行された。
平成 17 (2005) 年	・「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」を策定した。
平成 18 (2006) 年	・男性も含む労働者に対する性別による差別禁止の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の強化等を盛り込んだ「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、翌年施行された。
平成 19 (2007) 年	・保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務を盛り込んだ「DV 防止法」の改正が行われ、翌年施行された。
平成 22 (2010) 年	・前年の国連の女子差別撤廃委員会からの最終見解を受け、男女共同参画社会の形成を一層加速させるための実効性のあるアクションプランとして「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定した。
平成 25 (2013) 年	・「女性の活躍推進」を「日本再興戦略」の重点施策に位置付けた。 ・「DV 防止法」が一部改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者にも法が適用されることとなり、翌年施行された。
平成 26 (2014) 年	・内閣に、女性の活躍を阻むあらゆる課題に挑戦する「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置した。 ・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (リベンジポルノ*防止法)」が制定・施行された。

年次	内容
平成 27 (2015) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定・施行された。 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定した。 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を決定した。 (以後、毎年重点方針を政府決定し、各府省の概算要求に反映している。)
平成 28 (2016) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省が国際協力分野における戦略として「女性の活躍推進のための開発戦略」を策定した。 ・妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務を新設した「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、翌年施行された。 ・妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、仕事と家庭が両立できるよう、雇用環境の整備を図る「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正が行われ、翌年施行された。 ・最高裁の違憲判決を受け、女性の再婚禁止期間を 6 か月から 100 日に短縮される「民法」の改正が行われ、同年施行された。
平成 29 (2017) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで女性に限っていた強姦罪（改正後の名称は強制性交等罪）の被害対象が性別を問わない形となるなど、性犯罪に関する刑法が一部改正・施行された。
平成 30 (2018) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方議会の議員選挙において男女の候補者ができるだけ均等になることを基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定・施行された。 ・「セクシュアル・ハラスメント*対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」を策定した。
令和元 (2019) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・DV*被害者の保護にあたり、相互に連携協力すべき機関として児童相談所を明記した「DV 防止法」が一部改正され、翌年施行された。 ・女性活躍に関する計画策定や情報公開の強化や対象事業主の拡大を規定した「女性活躍推進法」の改正が行われ、令和 2 年及び令和 4 年に段階的に施行された。 ・職場におけるパワーハラスメント*防止対策を事業主に義務付けた「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」の改正が行われ、令和 2 年及び令和 4 年に段階的に施行された。 ・併せて、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント*等の職場のハラスメント防止対策の強化を目的とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正が行われ、翌年から施行された。
令和 2 (2020) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定した。 ・「DV 相談+（プラス）*」を開始した。 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定した。
令和 3 (2021) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立・施行された。 ・男性の育児休業取得促進等を目的とした制度の創設等を規定した「育児・介護休業法」の改正が行われた。（令和 4 年から段階的に施行。）
令和 4 (2022) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定された（令和 6 年施行）。 ・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV 出演被害防止・救済法）」が制定・施行された。

(3) 大阪府の動き

年次	内容
昭和 56 (1981) 年	・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定した。
昭和 61 (1986) 年	・「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画」を策定した。
平成 3 (1991) 年	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画」を策定した。
平成 9 (1997) 年	・「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定した。
平成 13 (2001) 年	・「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」を策定した。
平成 14 (2002) 年	・府民や事業者と共に男女共同参画社会*の実現を目指す指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を制定・施行した。
平成 17 (2005) 年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正等を踏まえ、大阪府における相談機能の充実及び相談担当者の資質向上等支援体制の強化を新たに盛り込んだ「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定した。
平成 18 (2006) 年	・「おおさか男女共同参画プラン」を改訂した。
平成 21 (2009) 年	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改訂版）」を策定した。
平成 23 (2011) 年	・「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を策定した。
平成 24 (2012) 年	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）」を策定した。
平成 28 (2016) 年	・「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」を策定した。
平成 29 (2017) 年	・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」を策定した。
令和元 (2019) 年	・「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定・施行した。
令和 2 (2020) 年	・「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始された。
令和 3 (2021) 年	・「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を策定した。
令和 4 (2022) 年	・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を策定した。

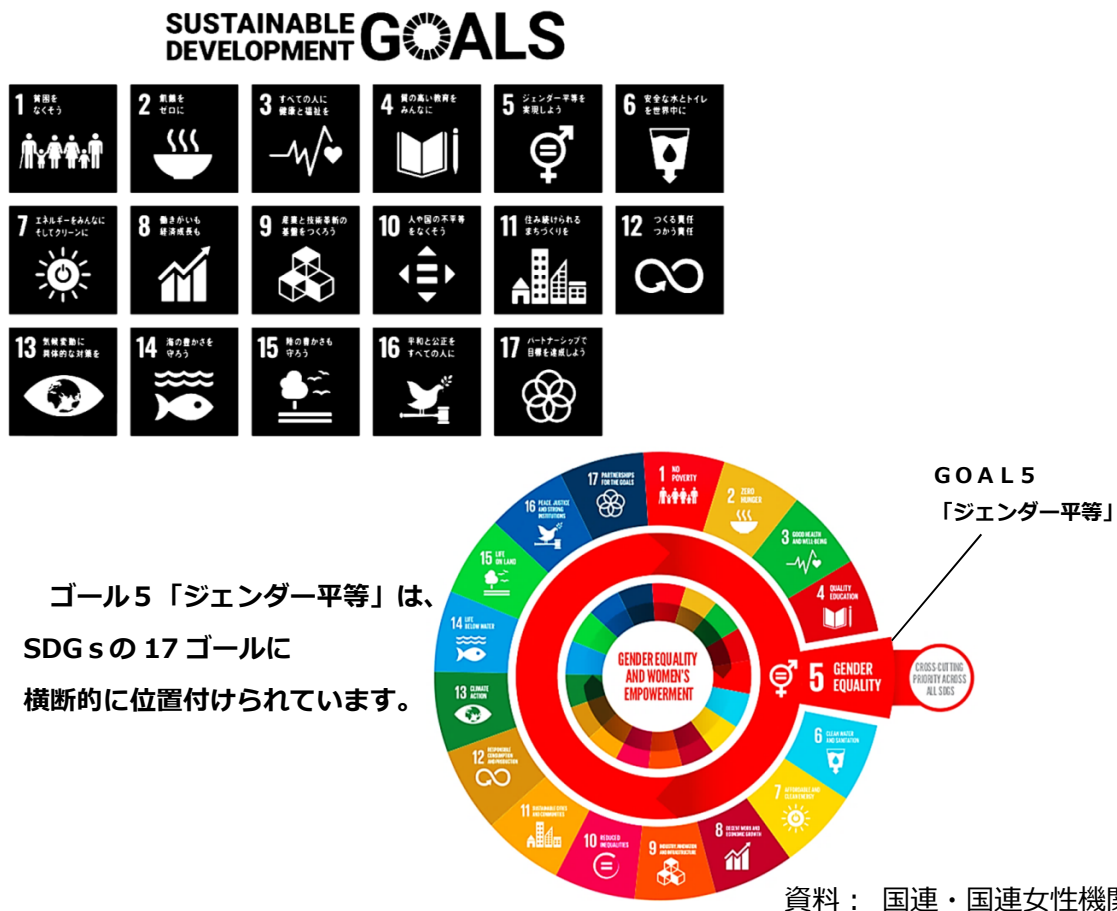
(4) 本市の動き

年次	内容
昭和 58 (1983) 年	・本市の第 1 次行動計画として、「男女平等達成のための高槻市婦人行動計画」を策定した。
平成 5 (1993) 年	・本市の第 2 次行動計画として、「あらゆる分野への男女共同参画をめざす たかつき女性プラン」を策定した。
平成 8 (1996) 年	・男女共同参画推進のための学習と活動の拠点として「女性センター」を開設した。 (以後、センターを利用して活動に取り組む団体やグループに対して様々な支援活動を行う。)
平成 9 (1997) 年	・市長を本部長とする「高槻市男女共同参画推進本部」を設置した。
平成 13 (2001) 年	・男女共同参画に関する総合的施策等を調査・審議する常設の機関として「高槻市男女共同参画審議会」を設置した。
平成 15 (2003) 年	・本市の第 3 次行動計画となる「たかつき男女共同参画プラン」を策定した。
平成 17 (2005) 年	・男女共同参画社会*を形成するための共通認識としての基本理念や、市・市民等の責務などを明らかにした「高槻市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年施行した。 ・次世代育成支援対策推進法に基づき、高槻市特定事業主行動計画を策定した。
平成 18 (2006) 年	・「高槻市男女共同参画施策等苦情処理制度」を新設した。 ・「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称した。
平成 19 (2007) 年	・新たに施策の指標を取り入れた「改訂 たかつき男女共同参画プラン」を策定した。
平成 25 (2013) 年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正等を踏まえた「高槻市男女共同参画計画」を策定した。 ・「配偶者暴力相談予約電話」を設置した。
平成 28 (2016) 年	・次世代育成支援対策推進法に加え、女性活躍推進法の制定に基づき、高槻市特定事業主行動計画を改訂した。
平成 30 (2018) 年	・「女性活躍推進法」の制定を踏まえ、中間見直しとして「改訂高槻市男女共同参画計画」を策定した。
令和 4 (2022) 年	・高槻市特定事業主行動計画の一部を改訂し、人事諸制度の見直しや男性の育児休業取得率及び女性管理職割合の目標値の引き上げ等を行った。

2 持続可能な開発目標（SDGs）について

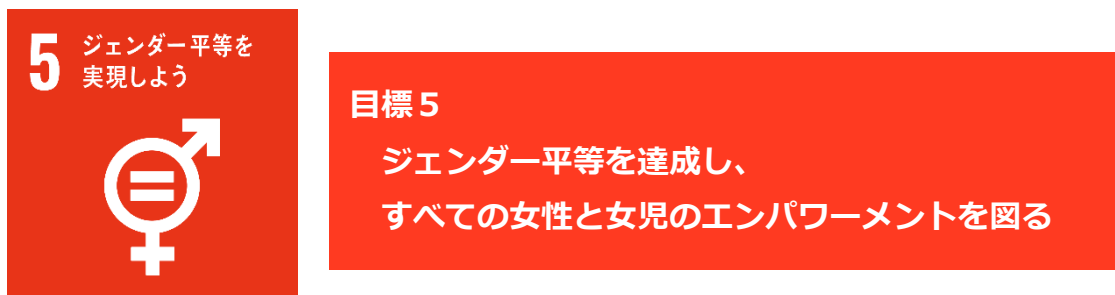
- 男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会*の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。平成27（2015）年9月、国連において持続可能な開発目標（SDGs）*を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。
- 同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー*平等とすべての女性と女児のエンパワーメント*を達成することを目指す」とうたっており、そのゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし（図表1）、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受すべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を廃絶していくことなどが掲げられています（P10 図表2）。そのうえで、アジェンダ全体の実施において「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」としています。

図表1 SDGsの「17のゴール」とゴール5「ジェンダー平等」の関係



- 我が国においても、SDGs*実施指針において、日本の「SDGsモデル」の確立に向けた取組の8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー*平等の実現」を掲げています。
- ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映(ジェンダー主流化*)し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進める必要があります。またこれにより、国際社会と協調して我が国の責任を果たし、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献することが求められています。

図表2 SDGsのゴール5「ジェンダー平等」



ターゲット

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICT*をはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女児のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

資料：UN Women 日本事務所作成

3 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症は、令和2（2020）年の年明け頃から世界規模で人々の生命や生活に大きな影響を及ぼしてきました。

我が国においては、ステイホーム、在宅ワーク、学校休業等の影響がサービス業、とりわけ宿泊・飲食業等を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化しました。同時に、配偶者や恋人からの経済的・精神的暴力、ひとり親世帯、女性・女子の窮状、女性の貧困等が顕在化しました。

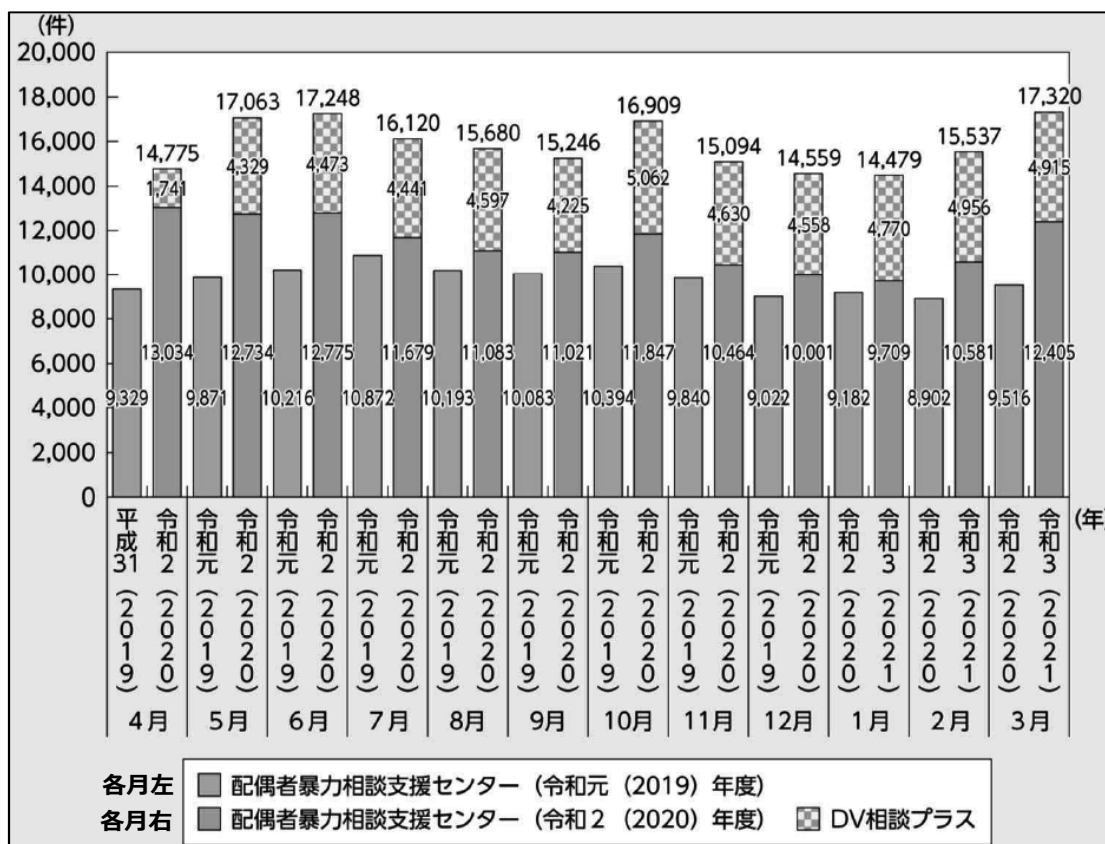
非常時の悪影響が特に女性に現れやすい現在の社会状況は、男女共同参画社会*の実現に至っていないことを示しているといえます。

(1) 女性に対する暴力への影響

① 配偶者や恋人などからの暴力（以下「DV*」）相談件数の増加

全国の配偶者暴力相談支援センターと「DV相談プラス*」に寄せられたDV相談件数を合わせると、令和2（2020）年度は19万30件で、前年度比1.6倍に増加しています。

図表3 コロナ下におけるDV相談件数の推移（全国）



(備考) 1. 内閣府男女共同参画局調べ。
 2. 全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3（2021）年3月31日時点の暫定値。
 3. 令和元（2019）年度は、月毎の相談件数を集計していないセンターがあったため、月毎の合計と令和元（2019）年度全体の相談件数（11万9,276件）は一致しない。

資料：内閣府「男女共同参画白書 令和3年版」

② 性犯罪・性暴力被害の相談件数の増加

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの令和2（2020）年度の相談件数（全国）は5万1,141件で、前年度比で約1.2倍に増加しています。

（2）経済面における影響

① 雇用、労働（全般）

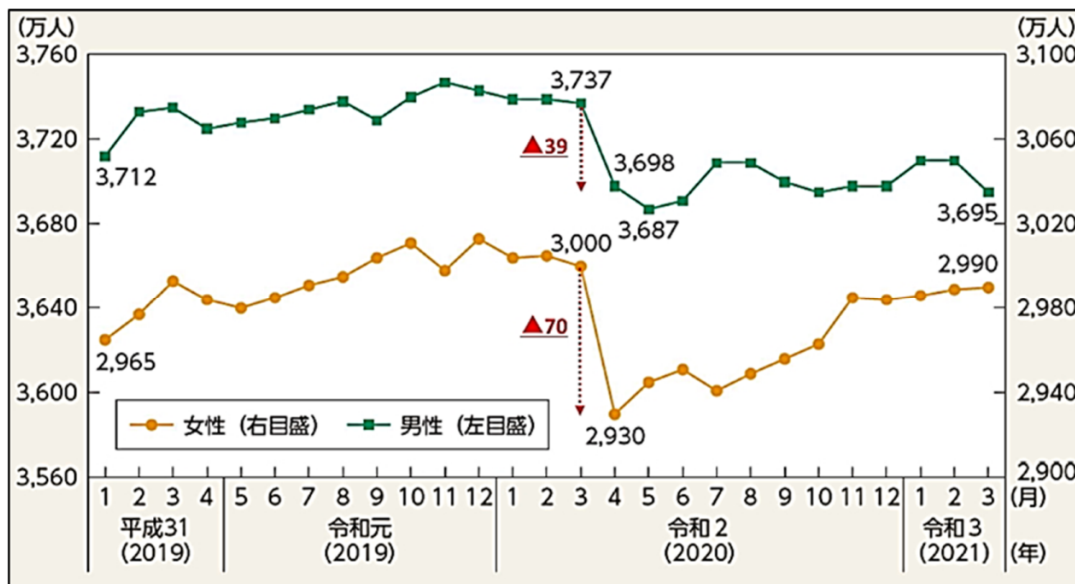
平成31（2019）年1月以降の就業者数の推移（全国）を見ると、緊急事態宣言が発出された令和2（2020）年4月に大幅に減少しました。男性39万人の減少と比較して女性は70万人の減少となり、女性の減少幅が大きくなりました（図表4）。また、医療・介護・保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカーには女性が多く、処遇面や働く環境面が厳しい状況におかれましては。

② 非正規雇用労働者

コロナ下において特に影響が大きかったのは女性の非正規雇用労働者です（P13 図表5）。

感染症対策の一環として人や物の移動を制限せざるを得なかったことから、特に宿泊業や飲食業などのサービス業において大きな影響が出ています。

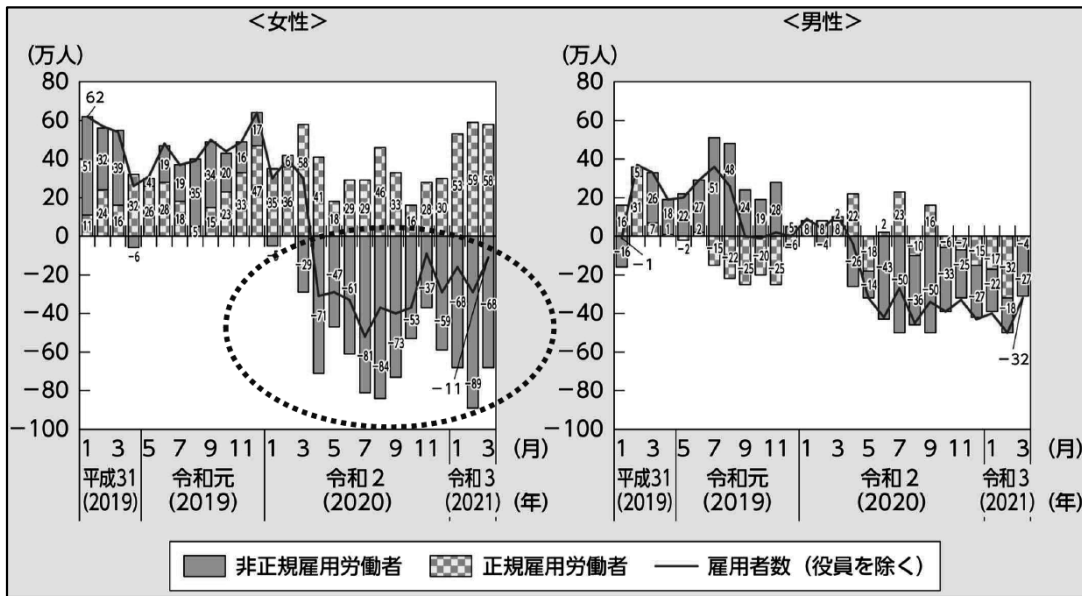
図表4 コロナ下における就業者数の推移（全国）



（備考）総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。

資料：内閣府「男女共同参画白書 令和3年版」

図表5 コロナ下における雇用形態別雇用者数の前年同月差の推移（全国）



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。原数値。
2. 雇用者数は役員を除く。

資料：内閣府「男女共同参画白書 令和3年版」

(3) 家事・育児等における影響

小学校3年生以下の子どもを持つ夫婦について、令和2年の4月から5月（第1回緊急事態宣言中）とそれ以前での1日の時間の使い方の変化に関する内閣府が行った調査では、緊急事態宣言中の家事時間と育児時間は、夫と妻いずれも「減った」と回答した割合よりも「増えた」と回答した割合が高くなりました。

男女別では、家事時間は妻の30.8%、夫の24.6%が、育児時間は妻の31.2%、夫の26.2%が「増えた」と回答しており、いずれも妻の方が「増えた」の割合が高い結果となっています。

男性の家事・育児への参画が進んだように見える一方で、女性の家事・育児時間が同様に増加しており、家庭におけるの女性への負担は、コロナ前の状況と変わっていなかったと指摘されています。

(4) 自殺者数の増加

令和2(2020)年の自殺者数を見ると、男性は前の年と比べて23人減少し14,055人となりましたが、女性は935人増加し7,026人となりました。

自殺者数の増減をみると、令和2年度は前年度と比べて、女性は「無職者」が648人(1.15倍)増加しており、そのうち「主婦」は261人(1.27倍)増加しています。また、女性の「学生・生徒等」は112人(1.39倍)増加しており、そのうち「高校生」は69人増加し、その増加率は1.90倍となっています。

(5) 妊産婦への影響

妊産婦については、感染不安から休業やテレワーク*を申し出ても事業主の理解が得られない、里帰り出産ができない、立会い出産の制限、出産前の両親を支援する両親学級がなくなる、産後に他の母親と交流する機会が制限される等、感染拡大前から環境が大きく変わりました。内閣府の研究会では、感染対策上の様々な制限から孤独や孤立を感じ、うつ状態や虐待に至るといった例の報告があったとされています。

- <参考文献> ・男女共同参画白書 令和3年版（特集 コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来）
・コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～（内閣府男女共同参画局 コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 令和3年4月28日）

1 - 5 これまでの取組と評価

1 前計画の基本理念と基本的視点

前計画においては、以下の基本理念及び基本的視点に基づき取り組んできました。

前計画の基本理念と基本的視点

<基本理念>

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*の実現

<基本的視点>

- (1) 固定的な性別役割分担意識*の解消
- (2) 価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現
- (3) あらゆる分野における女性の活躍の推進 (※)
- (4) パートナーシップ形成の推進
- (5) 女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現

※ (3) は平成 30 (2018) 年改訂後のもの。改訂前は「女性のエンパワーメント*の促進」。

2 前計画の基本目標

前計画では、基本理念と基本的視点を踏まえた基本目標を3つ定め、相互に関係・補完しあうものとして掲げ、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

前計画の基本目標

- | | |
|-----------|-----------------------|
| <基本目標 1 > | 男女共同参画を推進する社会システムの実現 |
| <基本目標 2 > | 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現 |
| <基本目標 3 > | 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現 |

3 前計画の体系

前計画では、3つの基本目標にそれぞれ設定した指標の達成に向けて、8つの取組方針と26の具体的施策を展開し、取り組んできました。

前計画の体系

■基本目標1 男女共同参画を推進する社会システムの実現

1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

- (1) 審議会等委員への女性の参画
- (2) 女性職員、女性教員の登用
- (3) 女性の人材の養成・活動支援
- (4) 企業や団体への啓発・支援

2 男女共同参画に向けての意識形成

- (5) 社会制度、慣習等の見直し
- (6) 多様な学習・啓発活動
- (7) 男女共同参画センターの取組

3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (8) 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育
- (9) 男女共同参画に向けた生涯学習

■基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

4 働く場での男女平等の推進

- (10)均等な機会と待遇の確保
- (11)積極的格差是正措置への働きかけ
- (12)多様な働き方への支援

5 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

- (13)男女で担う家庭責任
- (14)多様なニーズに対応する子育て環境の整備
- (15)ひとり親家庭への支援

6 地域社会における男女共同参画の推進

- (16)地域活動における男女共同参画の推進
- (17)地域防災における男女共同参画と女性の視点
- (18)高齢者、障がいのある人、外国人、子ども等
誰もが地域で安心して暮らせる環境の整備

■基本目標3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現

7 男女の性と人権尊重の理解と促進

- (19)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
- (20)ライフステージに応じた健康対策
- (21)性に関する情報の提供と性教育
- (22)メディアにおける女性の人権尊重とメディア・リテラシーの向上

8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (23)女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進
- (24)相談体制の充実及び被害者の保護
- (25)被害者の自立支援
- (26)DV 対策の推進体制の整備

4 取組方針の評価

基本目標毎に定めた指標（P21～23）や令和 3 年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の状況等を踏まえた各取組方針の評価は、以下のとおりです。

なお、「男女共同参画に関する市民意識調査」では、18 歳以上を対象とした「市民意識調査」と「小学生から高校生へのアンケート調査」を実施しました。

(1) 基本目標 1 男女共同参画を推進する社会システムの実現

○ 社会的な意思決定への女性の参画拡大

- ・市審議会等の女性委員割合の増加に向け、女性人材リスト*登録者の増加を図るとともに（指標 4）、関係者に登用の呼びかけなどを実施してきました。委員公募制の審議会等の割合の現状値（指標 3）は目標を達成していますが、女性委員の数に直結する指標（指標 1・2）については、いずれも目標未達の状態です。
- ・女性活躍推進法等に基づく高槻市特定事業主行動計画を策定し、各種目標の達成に向けて取り組んできました。女性管理職の割合の現状値（指標 5）は令和 3 年度において計画期間当初よりも下がっており、更なる取組が必要です。

○ 男女共同参画に向けての意識形成

- ・男女共同参画に関する最新情報や法律・救済制度などについて、広報誌やケーブルテレビ、市 WEB サイトなどの様々な媒体を通じ、情報発信に努めました。また、男女共同参画センターでは、参加しやすい開催方法に配慮しつつ、様々なテーマの講座を企画してきました。
- ・しかし、市民意識調査では、「男女共同参画社会*」という用語の認知度（指標 7：P24 図表 6）について、女性で平成 22 年度調査の 52.3%から 47.8%、男性で平成 22 年度調査 56.2%から 54.3%と、男女共にやや下がる結果となりました。このように、計画期間当初よりも認知度が下がっており、それを上げるための取組が必要です。

○ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・保育所・幼稚園から小・中学校の全ての教育課程において、固定的な性別役割分担意識*にとらわれることのないよう、常に点検等を行いながら教育活動を行ってきました。
- ・男女共同参画の視点に立った教育が行えるよう教職員等の研修を重ねるとともに、使用する教材等にも配慮を行ってきました。
- ・家庭教育とも連携した男女共同参画教育が推進できるよう、保護者向けにも情報提供等を積極的に行ってきました。
- ・市民意識調査では、学校教育での男女の平等感（指標 13：P25 図表 7）において、「平等である」の割合は、女性で平成 22 年度調査の 36.4%から 50.6%、男性で平成 22 年度調査の 44.4%から 61.5%に増加しています。男女の意識の

乖離縮小はなかったものの、それぞれの数値が大幅に向上しており、教育現場での活動の成果が表れていると考えられます。

- ・しかしながら、小学生から高校生までの児童・生徒に対して、令和3年に行ったアンケート調査の結果（P26 図表 8）では、年齢が上がるとともに、男性が優遇されているという意識が強く表れる結果となっていることに留意が必要です。

（2）基本目標 2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

○ 働く場での男女平等の推進

- ・男女が平等に、生き生きと働くことができる職場環境となるよう、企業等に対して男女雇用機会均等法の履行確保や積極的格差是正措置*の働きかけを行うとともに、職場における固定的な性別役割分担意識*の解消やセクシュアル・ハラスメント*の防止等の啓発にも取り組んできました。
- ・市民意識調査では、性別による固定的な役割分担意識（指標 9：P27 図表 9）について大幅な改善がみられました。また、職場での男女の平等感（指標 10：P25 図表 7）については、「平等である」の割合は、女性で平成 22 年度調査の 4.9%から 17.5%、男性で平成 22 年度調査の 7.4%から 24.2%と増加しています。しかし、令和 3 年度調査では、『男性優遇』（「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合は、女性 62.4%、男性 56.2%と、依然として男女とも『男性優遇』が 5 割を超えています。

○ 家族の多様性の尊重と一人ひとりの自立を促す家庭環境の整備

- ・男女が共に家庭責任を担えるよう、育児・介護休業法の周知をはじめ、各種制度の活用について、企業等の雇用者側、労働者側双方に働きかけるとともに、多様なニーズに対応できる子育て環境の整備等にも努めてきました。
- ・市民意識調査では、家庭の中での男女の平等感（指標 11：P25 図表 7）について、「平等である」の割合は、女性で平成 22 年度調査の 14.9%から 22.7%、男性で平成 22 年度調査の 27.7%から 35.7%と増加しています。
- ・また、「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」という設問（指標 9：P27 図表 9）では、平成 22 年度調査に比べ、令和 3 年度調査では「そう思わない」が男女ともに大幅に増えており、実質的な意識の向上も進んでいることが伺えます。一方で、「家庭における性別による役割分担の意識」では、大人も児童・生徒も、生活費を稼ぐのは主に男性という意識が根強く残っていることに留意が必要です（P28 図表 10・P29 図表 11）。

○ 地域社会における男女共同参画の推進

- ・地域において様々な活動を展開している地域団体等に対し活動の支援を行う中で、地域における男女共同参画の課題解決に向けた講座の開催等の取組を行ってきま

した。また、女性の参画、女性の視点等に配慮した避難所運営に向けたマニュアルの策定支援に取り組み、地域の防災力向上に努めました。

- ・市民意識調査では、地域社会での男女の平等感（指標 12：P25 図表 7）について、「平等である」の割合は、女性で平成 22 年度調査の 4.0%から 28.5%、男性で平成 22 年度調査の 13.3%から 42.3%と増加しています。しかしながら、他の調査結果同様に、男性の方が「平等である」の割合は高く、男女の意識差がみられます。

(3) 基本目標 3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現

○ 男女の性と人権尊重の理解と促進

- ・女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のため、専門家を招いての講座を定期的
に実施するなど、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」について意識の浸透を図ってきました。また、性別による違いが差別や不利益の理由とならないよう、男女が互いの性を尊重する考え方を身に付けるための啓発や教育・学習の機会を提供してきました。
- ・市民意識調査では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度（P24 図表 6）
について、内容まで知っている人が 2.4%、言葉を見たり聞いたりしたことがある人が 15.5%であり、男女共同参画に関する用語の中で最も低い認知度となりました。しかし、20 歳代までの認知度は他の世代と比べて高く、若い世代で男女共同参画への関心が高いことが伺えます。

○ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・一人ひとりの人権意識を高め、DV*について理解を深められるように、家庭・地
域・学校等、あらゆる場において啓発・教育を行ってきました。また、DV 被害
者が安心して相談できるよう、関係課との連携を強化するとともに、女性相談で
DV 事案が発覚した場合にも対応できる相談体制を整えました。
- ・市民意識調査では、DV を受けた経験がある人（指標 22）の割合は、女性で平成
22 年度調査の 29.7%から 29.4%、男性で平成 22 年度調査の 14.7%から
19.4%と、女性はほぼ変化がありませんが、男性ではやや増加しています。また、
セクシュアル・ハラスメント*を受けた経験がある人（指標 23）は、女性で平成
22 年度調査の 35.5%から 48.3%、男性で平成 22 年度調査の 15.5%から
30.9%と、男女とも大きく増加しています。さらに、DV を受けた場合の相談機
関として市役所を知っている人の割合（指標 25：P30 図表 12）については、
平成 22 年度調査の 16.8%から 23.8%と、相談機関としての認知が進んでいる
ことは伺えますが、目標には届いていない状況です。なお、この調査結果には、
男性が DV やセクシュアル・ハラスメントを受けたという回答が、比較的少数で
はあるものの一定数含まれている点にも留意が必要です。

【その他、市民意識調査からみられた傾向について】

○ クロス集計による主な傾向

- ・平成 22 年に実施した前回調査との比較からは、性別にとらわれない子どもの育て方を肯定する回答が増加し、職場における男女間格差の縮小、ワーク・ライフ・バランス*を実現しているという回答の増加など、市民意識の一定の高まりが確認できる結果となりました。
- ・しかしながら、男女別での回答結果を見ると、男性に比べて女性は厳しい評価をしている項目も多くみられました。「女性が働き続ける上で困難だと思うこと」で男女の回答差が大きかったものに「配偶者・パートナーが家事・育児に消極的」（女性 61.5%、男性 40.8%）、「老親や病身者の介護・看護」（女性 51.5%、男性 40.8%）、「仕事に対する配偶者・パートナーの理解不足」（女性 40.9%、男性 28.8%）などがありました。
- ・また、年齢別の回答結果では、若い年齢層ほど、多様な生き方や性的マイノリティ*への理解があり、3 歳児神話（3 歳までは母親が子育てに専念すべきという考え方）にとらわれず、固定的な性別役割分担意識*に否定的であるという傾向がみられます。一方で、社会の様々な場における男女の地位に関する設問では、男女が「平等である」という回答は、10～30 歳代が他の年代に比べて、学校教育や地域活動、経済界などの分野で高くなっており、若い年齢層のほうが現状を肯定しているという傾向がみられました。これからの社会を担っていく若年層に、男女の社会的地位に関する現状肯定派の割合が相対的に高いということは、女性の社会的地位向上の妨げにならないか懸念されます。

○ 男性向けの設問から得られた傾向

- ・男性向けに「『男はつらい』と感じることはあるか」という設問を新たに実施したところ、回答者の 37.2%が「ある」という結果で、年齢別では 50 歳代が半数以上の 54.2%となり、他の年代に比べて突出していました。
- ・また、「男はつらい」と感じる内容では、男であるということの仕事上の責任や家庭上の責任が求められること、弱音が吐けないこと等が上位に上がっています。
- ・このように、男性も固定的な性別役割分担意識に苦しんでいるという側面があります。

■基本目標 1 男女共同参画を推進する社会システムの実現

指標		計画策定値 (平成 25 年度)	《改訂》計画策定値 (平成 30 年度)	現状値 令和 3 年度	目標値等 令和 4 年度	
1	審議会等委員の女性委員の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	26.5%	28.5%	29.5%	40%以上 60%以下	
2	女性委員のいない審議会等の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	6.7%	10.0%	8.8%	0%	
3	委員公募制のある審議会等の割合（法令又は条例に基づく審議会等）	22.2%	21.7%	22.8%	<達成> 増加させる	
4	女性人材リスト*登録者	4 名	3 名	8 名	20 名	
5	高槻市職員の管理職（係長級以上）の女性の割合（※ 1）	21.4%	21.1%	19.1%	25%	
6	市立小中学校の校長・教頭の女性の割合	小学校	32.9%	35.4%	37.8%	<一部達成> 増加させる
		校長	29.3%	31.7%	53.6%	
		教頭	36.6%	39.0%	21.9%	
		中学校	16.7%	33.3%	36.1%	
		校長	22.2%	33.3%	33.3%	
		教頭	11.1%	33.3%	38.9%	
7	「男女共同参画社会*」という用語の認知度（※ 2）	全体	53.3%	60.2%	50.2%	80%
		女性	52.3%	57.3%	47.8%	
		男性	56.2%	64.5%	54.3%	
8	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）*」の認知度（※ 2）	全体	19.3%	22.0%	32.6%	50%
		女性	18.6%	21.9%	29.8%	
		男性	20.8%	22.2%	36.4%	

※ 1 本市の他計画で目標値として設定されたものの引用による。

※ 2 指標の数値は本市の市民意識調査（平成 22 年、平成 27 年、令和 3 年）による。

■基本目標2 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

指標		計画策定値 (平成 25 年度)	《改訂》計画策定値 (平成 30 年度)	現状値 令和 3 年度	目標値等 令和 4 年度	
9	性別による固定的な 役割分担に賛成する 人の割合(※2) 「夫は仕事」「妻は家庭」 の賛同割合	全体	46.3%	21.5%	24.6%	<一部達成> ・男女間の意識の乖離縮小 ・全体数値15.7%以下
		女性	41.0%	15.7%	22.7%	
		男性	53.1%	30.1%	27.3%	
10	職場での男女の 平等感(※2)(※3)	女性	4.9%	7.4%	17.5%	・男女間の意識の乖離縮小
		男性	7.4%	10.4%	24.2%	
11	家庭の中での男女の 平等感(※2)(※3)	女性	14.9%	15.5%	22.7%	・男女間の意識の乖離縮小
		男性	27.7%	29.9%	35.7%	
12	地域社会での男女の 平等感(※2)(※3)	女性	4.0%	6.0%	28.5%	・男女間の意識の乖離縮小
		男性	13.3%	13.3%	42.3%	
13	学校教育での男女の 平等感(※2)(※3)	女性	36.4%	37.8%	50.6%	・男女間の意識の乖離縮小
		男性	44.4%	45.0%	61.5%	
14	「ワーク・ライフ・ バランス* (仕事と 生活の調和)」という 用語の認知度(※2)	全体	42.7%	44.0%	60.1%	<達成> 60%
		女性	41.2%	43.5%	57.3%	
		男性	46.2%	44.7%	64.8%	
15	高槻市の男性職員の育児休業 取得率(※1)		1.4%	7.4%	15.5%	<達成> 10%
16	高槻市の男性職員の育児参加 休暇取得率(※1)		34.8%	66.0%	77.9%	100%
17	高槻市の男性職員の配偶者 出産休暇取得率(※1)		73.9%	62.8%	85.7%	100%
18	保育所の入所実現率(※1)		94.8%	92.1%	93.1%	98%以上
19	休日保育の実施(※1)		1カ所	1カ所	2カ所	<達成> 2カ所
20	病児・病後児保育の実施 (※1)		3カ所	4カ所	5カ所	<達成> 5カ所
21	つどいの広場の設置(※1)		14カ所	13カ所	12カ所	14カ所

※1 本市の他計画で目標値として設定されたものの引用による。

※2 指標の数値は本市の市民意識調査(平成22年、平成27年、令和3年)による。

※3 令和3年市民意識調査において設問の選択肢を変更しており、単純比較ができないため、参考値として「平等である」の割合を掲載。

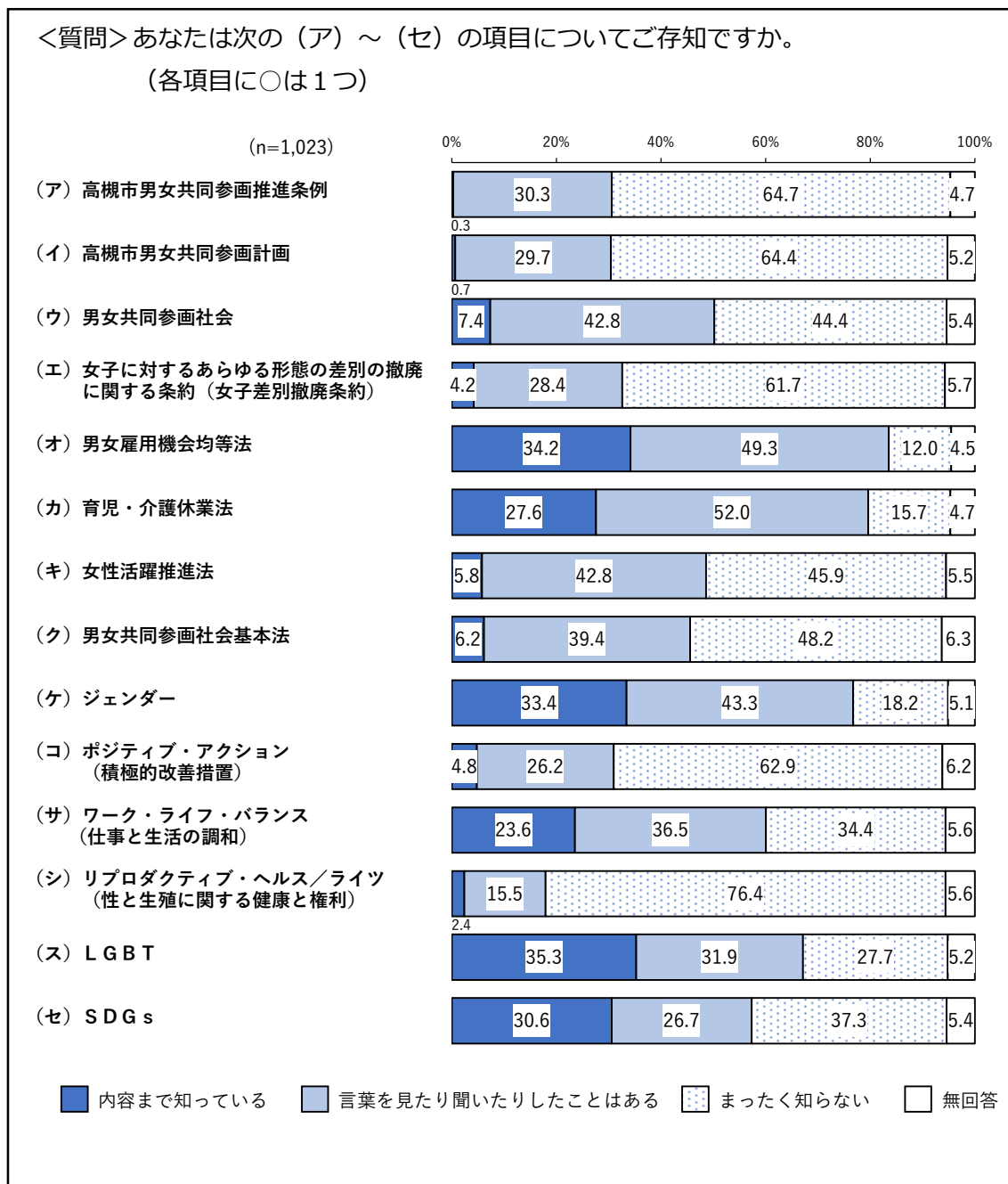
■基本目標3 男女の人権を尊重・擁護する社会の実現

指標		計画策定値 (平成25年度)	《改訂》計画策定値 (平成30年度)	現状値 令和3年度	目標値等 令和4年度	
22	配偶者等から身体的・ 心理的暴力を受けた 経験のある人(※2)	全体	24.0%	(調査なし)	25.6%	減少させる
		女性	29.7%		29.4%	
		男性	14.7%		19.4%	
23	セクシュアル・ハラス メント*を受けた経験 のある人(※2)	全体	25.2%	42.1%	41.4%	減少させる
		女性	35.5%	50.9%	48.3%	
		男性	15.5%	29.0%	30.9%	
24	「配偶者暴力防止法」 の認知度(※2)	全体	51.1%	55.4%	(調査なし)	90%
		女性	55.0%	58.8%		
		男性	45.4%	50.3%		
25	DV*を受けた場合の 相談機関として「市役 所の女性相談や人権・ 男女共同参画課」を知 っている人の割合 (※2)	全体	16.8%	27.5%	23.8%	50%
		女性	17.7%	31.0%	20.6%	
		男性	15.9%	23.2%	28.3%	
26	がん検診の受診率(※1)	乳がん	22.5%	17.2%	16.0%	18.9%
		子宮頸がん	26.9%	22.5%	23.6%	24.8%

※1 本市の他計画で目標値として設定されたものの引用による。

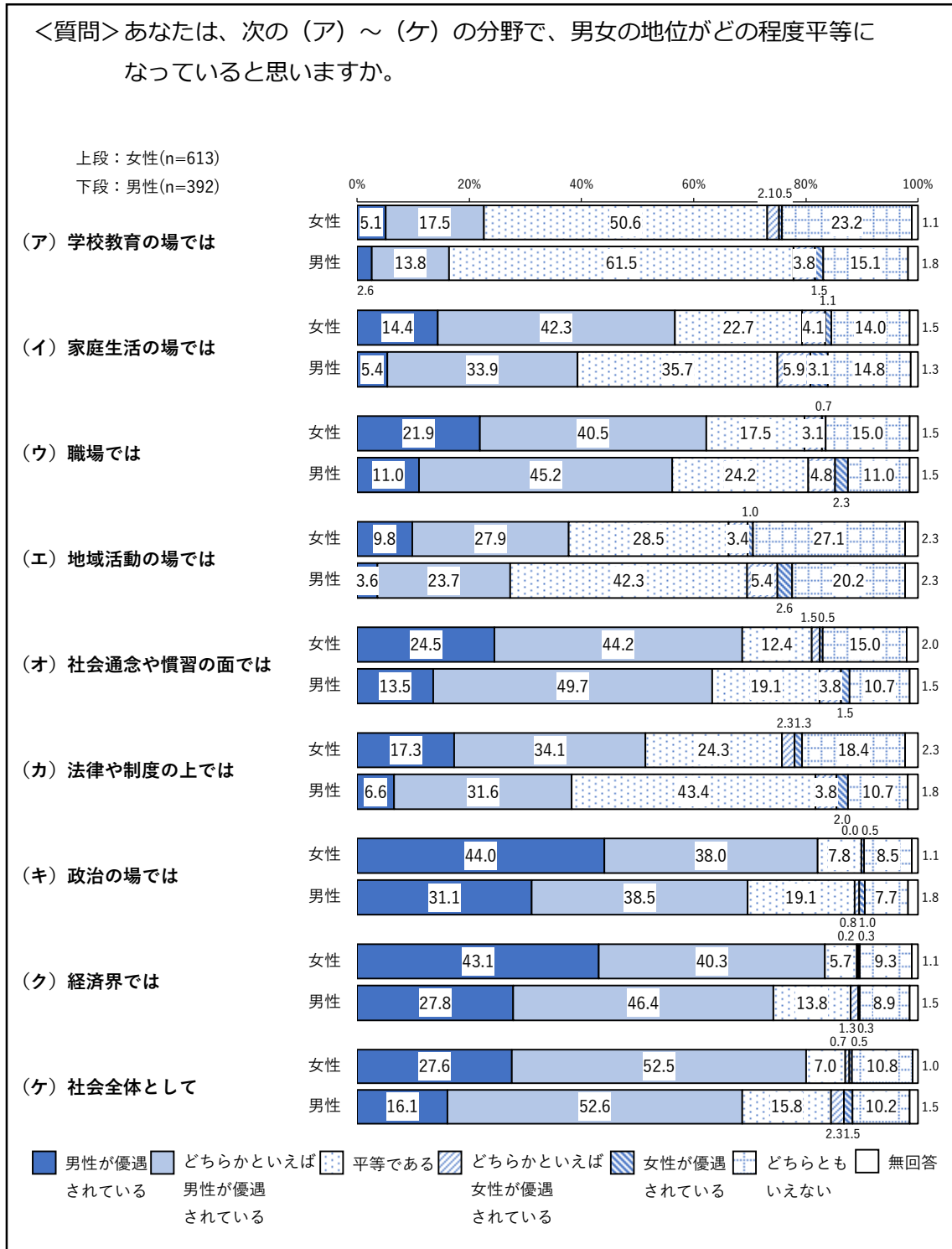
※2 指標の数値は本市の市民意識調査(平成22年、平成27年、令和3年)による。

図表6 見たり聞いたりしたことがある男女共同参画に関する用語（市民意識調査）



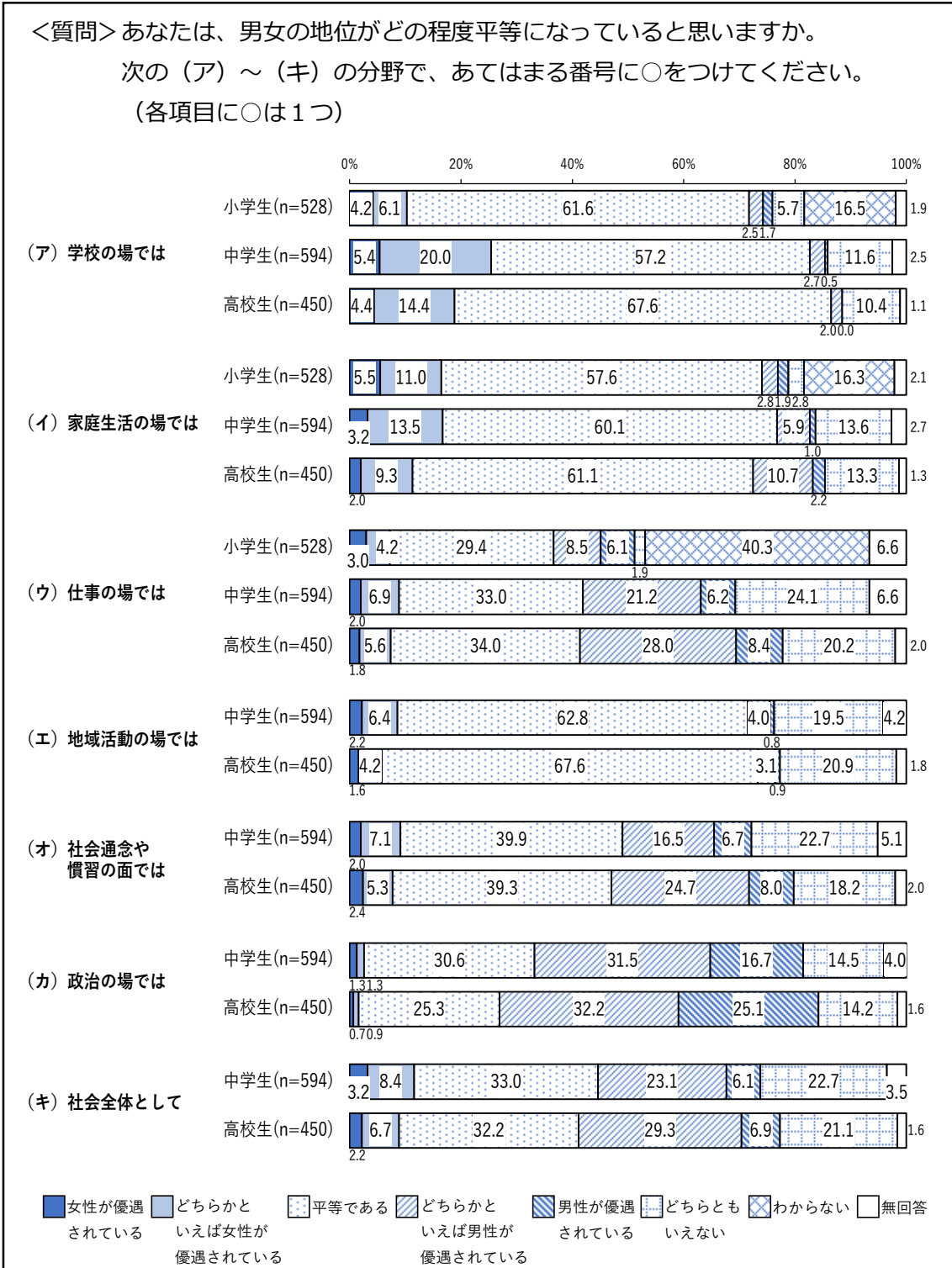
資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表7 男女の地位の平等感／男女別（市民意識調査）



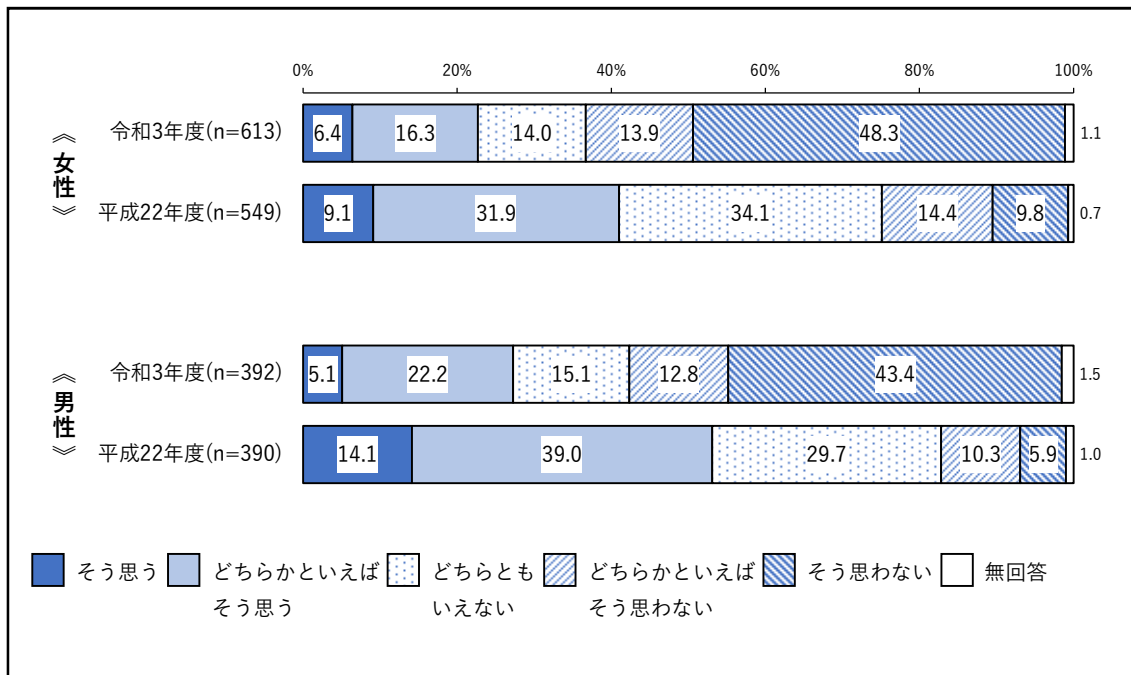
資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表8 男女の地位の平等感（小学生から高校生）（アンケート調査）



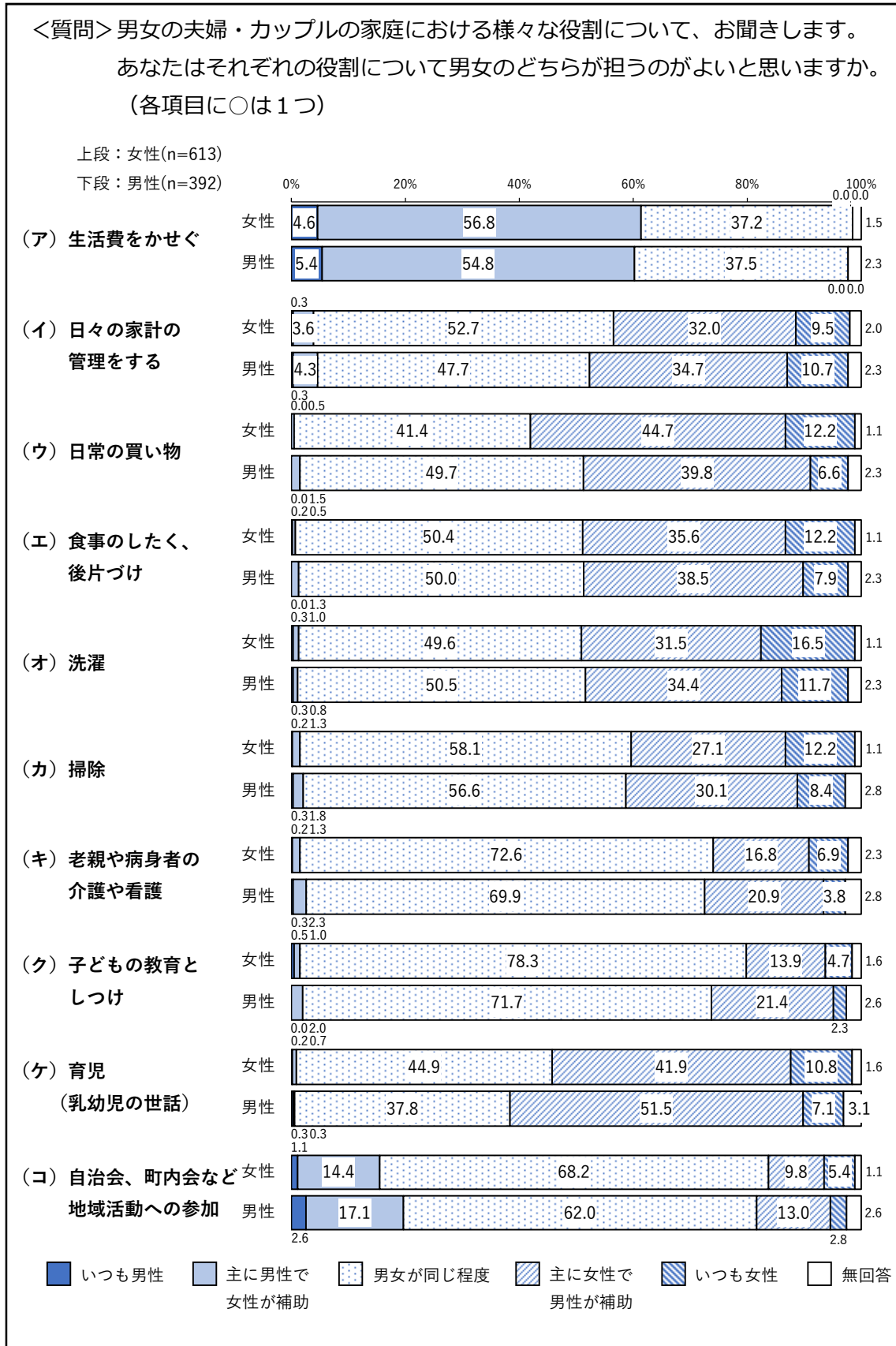
資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表9 夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい（市民意識調査）



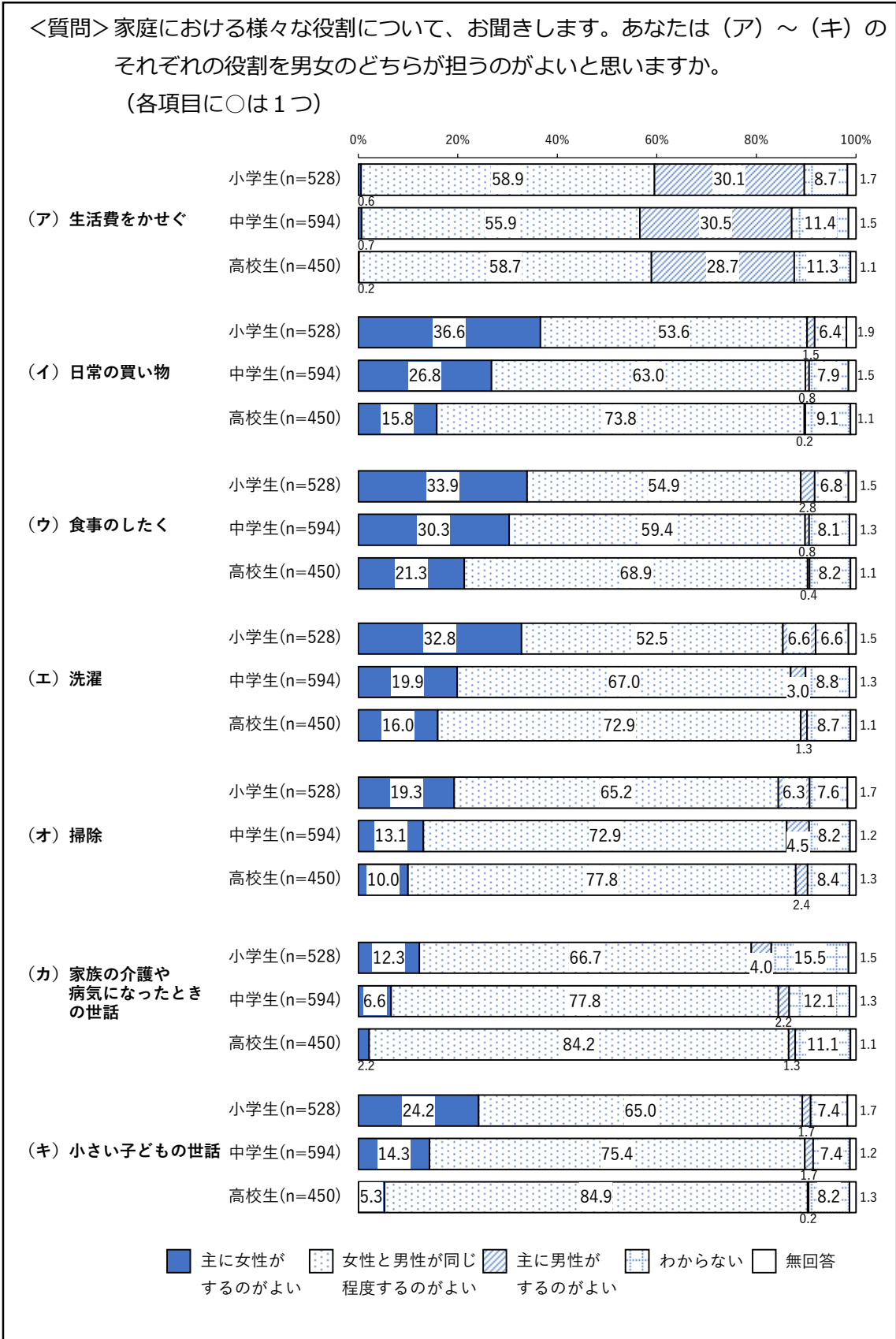
資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度／平成22年度）」

図表 10 家庭における性別による役割分担の意識（市民意識調査）



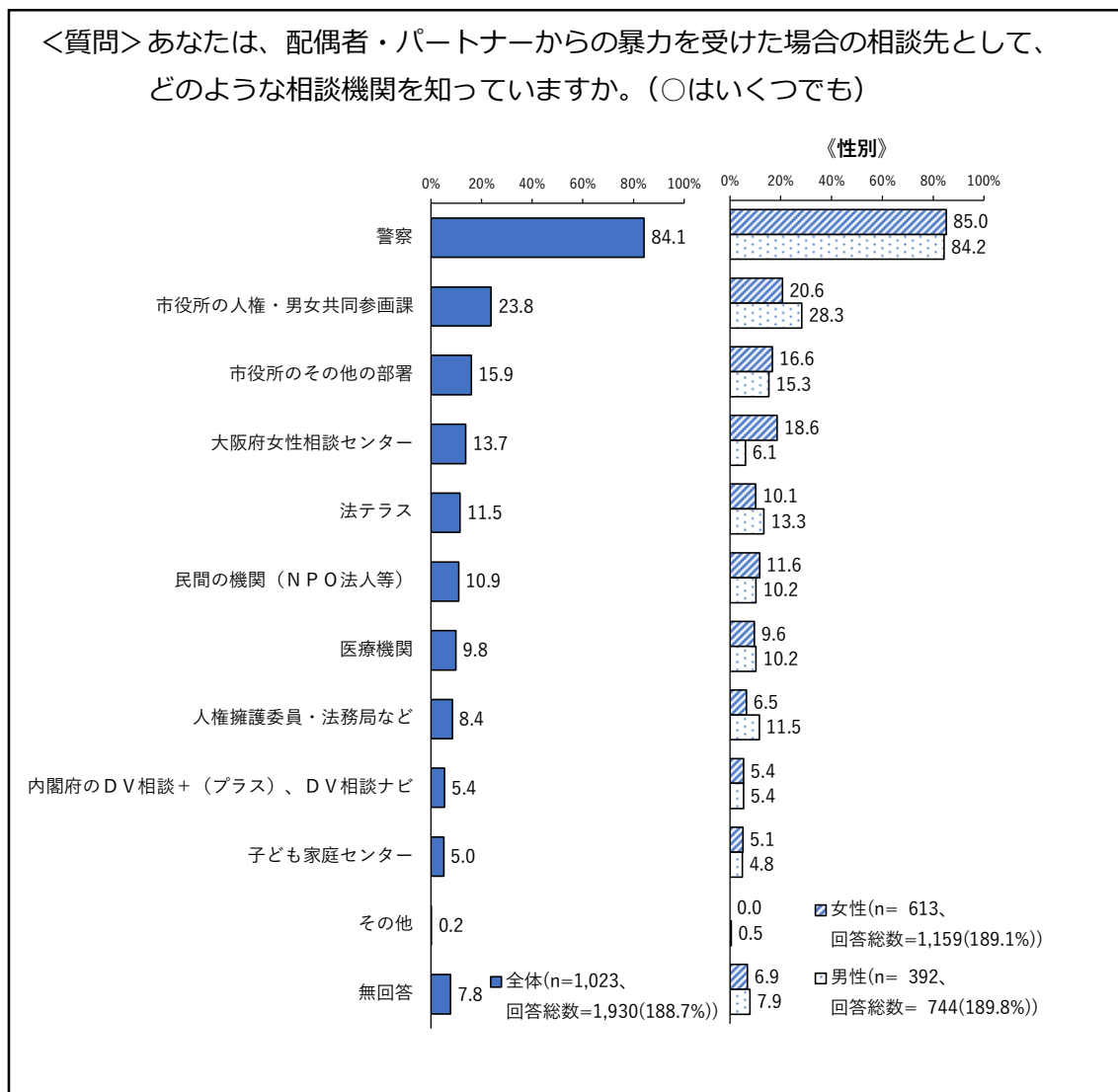
資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表 11 家庭における性別による役割分担の意識(小学生から高校生)(アンケート調査)



資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表 12 配偶者から暴力を受けた場合の相談機関で知っているもの（市民意識調査）



資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 計画の基本理念

2-2 計画の基本的視点

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 計画の基本理念

基本理念

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

○日本国憲法は、個人の尊重（第13条）及び法の下での平等（第14条）を謳うとともに、家族に関する事項については、法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」制定されなければならない（第24条第2項）としています。

○また、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会*の形成を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」と定義（第2条）し、男女共同参画社会の形成についての基本理念として、男女の人権の尊重（第3条）、社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）、政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）、家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）、国際的協調（第7条）を掲げています。

○上記の基本理念は、法の理念や「高槻市男女共同参画推進条例」を踏まえ、前計画及びそれ以前の計画から継続的に本市が掲げているものです。本計画においても、この基本理念を前計画から継承し、その実現に向けて取り組むものとしします。

○この基本理念のもと、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく取組についても、本計画において一体的に推進していくものとしします。

2-2 計画の基本的視点

本計画の基本理念の実現のため、今日的な課題等を踏まえた次の5つの基本的視点に立ち施策を推進します。

基本的視点

(1) 男女共同参画社会の形成と次世代への継承

行政や市民、事業者、関係団体・NPOそして教育機関等の連携・協働によって、あらゆる分野におけるジェンダー*平等、男女共同参画の視点の確保を図り、持続可能で活力のある男女共同参画社会*を形成し、次世代へ引き継ぐための取組を推進します。

(2) あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮し、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、政策・方針決定過程への参画を含め活躍することができるよう取組を推進します。

(3) DVや性暴力など、あらゆる暴力を容認しない社会の実現

配偶者や恋人などからの暴力(DV*)や性暴力など、男女共同参画社会の実現を阻む要因となる、あらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けて取り組みます。

(4) 価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現

性別に関わりなく、一人ひとりの価値観やライフスタイルを尊重し、多様性を互いに認め合える社会の実現を目指します。

(5) 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の形成を阻害する原因となっている、固定的な性別役割分担意識*の解消を図ります。

第3章 計画の内容

3-1 計画の基本目標と基本方針

3-2 計画の体系

3-3 具体的施策

3-4 計画の指標

第3章 計画の内容

3-1 計画の基本目標と基本方針

本計画の基本理念及び基本的視点の実現に向けた取組を具体化するため、以下の3つの基本目標を定めるとともに、それぞれの基本方針のもと施策を展開することとします。

基本目標と基本方針

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

- 基本方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大
- 基本方針2 働く場での男女平等の推進と仕事と生活の調和
- 基本方針3 地域社会における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの確保

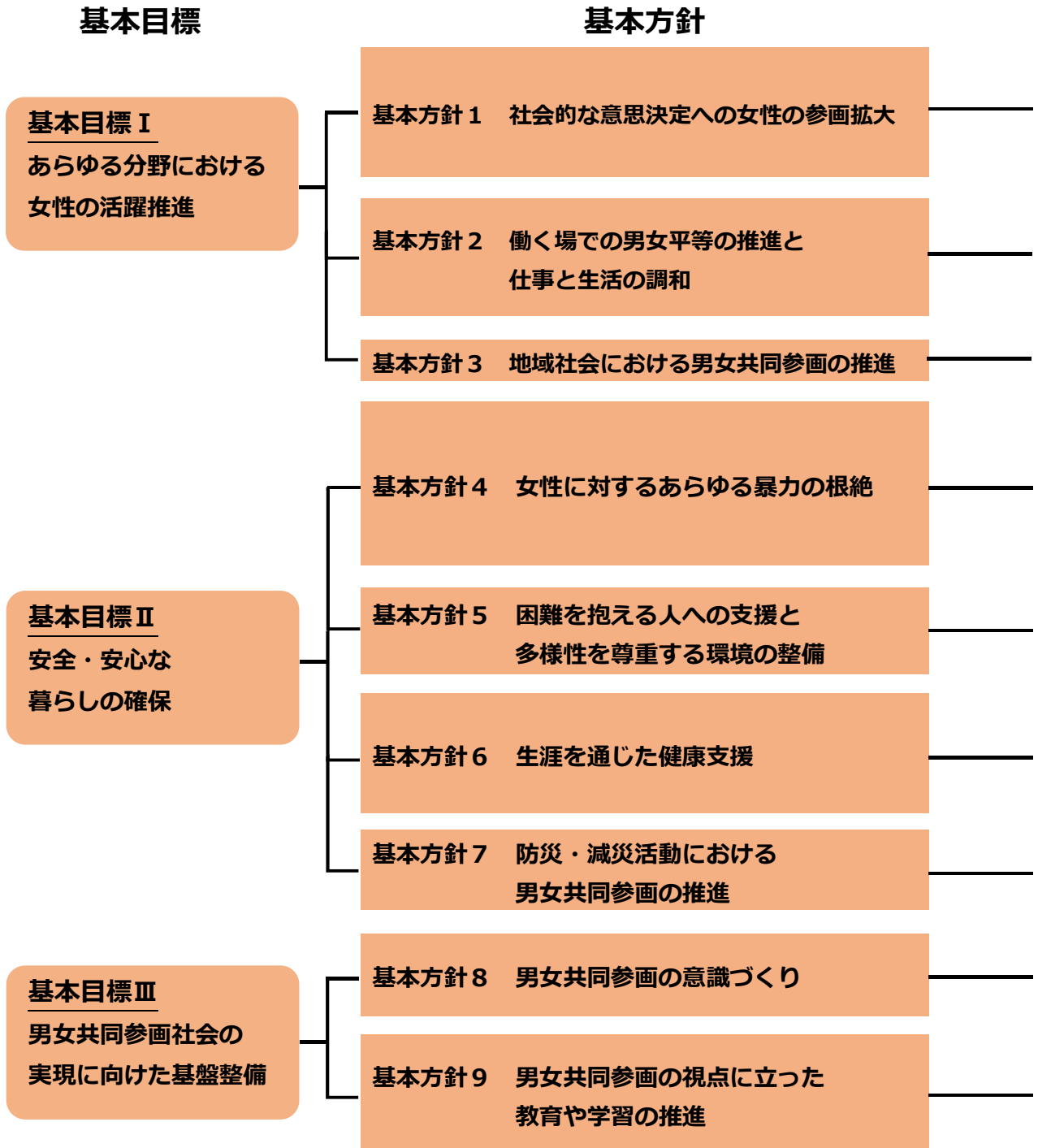
- 基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 基本方針5 困難を抱える人への支援と多様性を尊重する環境の整備
- 基本方針6 生涯を通じた健康支援
- 基本方針7 防災・減災活動における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

- 基本方針8 男女共同参画の意識づくり
- 基本方針9 男女共同参画の視点に立った教育や学習の推進

- 各基本目標は、それぞれ以下の性格を有するものとします。
 - ・基本目標Ⅰ・・・「女性活躍推進法」に基づく施策を中心に展開します。
 - ・基本目標Ⅱ・・・「DV防止法」に基づく取組をはじめ、女性の安全・安心に関する施策を中心に展開します。
 - ・基本目標Ⅲ・・・男女共同参画社会*の形成に欠かせない、意識啓発や教育等に関する施策を展開します。
- 本計画期間中の男女共同参画社会の形成に向けた諸課題には、前計画における本市の取組等をこれらの施策体系に再編し対応していきます。
- 本市では、これらの基本目標及び基本方針に基づき、施策を同時並行的に取り組むことによって、現代社会におけるあらゆる世代や場面において男女共同参画が実現するとの認識から、重点施策等の優劣を付けず、総合的な推進を図ることとします。

3-2 計画の体系



具体的施策

(対象計画)

	(1) 行政分野における女性の参画拡大	女性活躍推進計画	男女共同参画計画
	(2) 企業等における女性の登用の促進		
	(3) 地域活動等における女性の参画促進		
	(1) 職業生活における活躍支援	女性活躍推進計画 ※	
	(2) 働き方の見直し		
	(3) ワーク・ライフ・バランスの実現		
	(1) 地域活動における男女共同参画の推進		
	(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発	DV防止基本計画	
	(2) 相談体制の充実及び被害者の保護		
	(3) 被害者の自立支援		
	(4) DV 対策の推進体制の整備		
	(1) 生活上困難を抱える女性への支援		
	(2) 多様性を尊重する環境の整備		
	(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の浸透		
	(2) ライフステージに応じた健康対策		
	(3) 性に関する情報の提供と性教育		
	(1) 地域防災における女性の参画拡大		
	(2) 防災施策における男女共同参画の視点の確保		
	(1) 積極的な情報発信		
	(2) 法律・制度の理解促進		
	(1) 男女平等を進める教育の充実		
	(2) 男女平等を進める生涯学習の充実		
	(3) 男女共同参画センターにおける活動の充実		

※「女性活躍推進計画」の根拠法である「女性活躍推進法」は、平成 28(2016)年 4 月に施行され、令和 8(2026)年までの 10 年間の時限立法である。

3-3 具体的施策

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

基本目標Ⅰは、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。

基本方針1 社会的な意思決定への女性の参画拡大

<課題や求められること>

- 政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力がある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。急速な少子高齢化・人口減少の進展、市民の価値観の多様化が進む中、多様性を認め合う共生社会を実現することが、今後の経済の発展や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要な取組です。
- 男女格差を国際的に比較する際に用いられるジェンダーギャップ指数*において、日本は世界で非常に低い位置（総合116位/146か国中：2022年）にあります。これは、教育・健康・政治・経済の各分野のうち、政治・経済分野の順位が低いことによるもので、中でも政治分野については指数の数値が極端に低くなっています（P41 図表17）。
- 本市の市民意識調査（令和3年度実施）においても、政治・経済における男性優遇の不平等感が強く現れています（P25 図表7）。
- 社会制度や慣行が男女どちらか一方に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識*、偏見等及び過去の差別や経緯に起因して生じた男女の置かれた社会的状況の格差の解消に取り組むことが求められています。
- この状況を改善するため、キャリアの継続や積極的な育成・登用を促進するなど、社会全体において指導的地位に就く女性が増える土壌の形成を進めていくことが必要です。

<本市の対応の考え方>

- 行政は社会の規範として率先して取組を推進していく立場にあります。このことに十分留意し、公的な意思決定にかかわる場における女性の参画の拡大や、事業主の立場としての特定事業主行動計画（P42）の目標達成に向けて、引き続き積極的に取り組みます。
- 職場や地域社会において女性の活躍が進むよう、企業や事業者、地域団体等への啓発や支援を行うとともに、女性のエンパワーメント*を支援します。

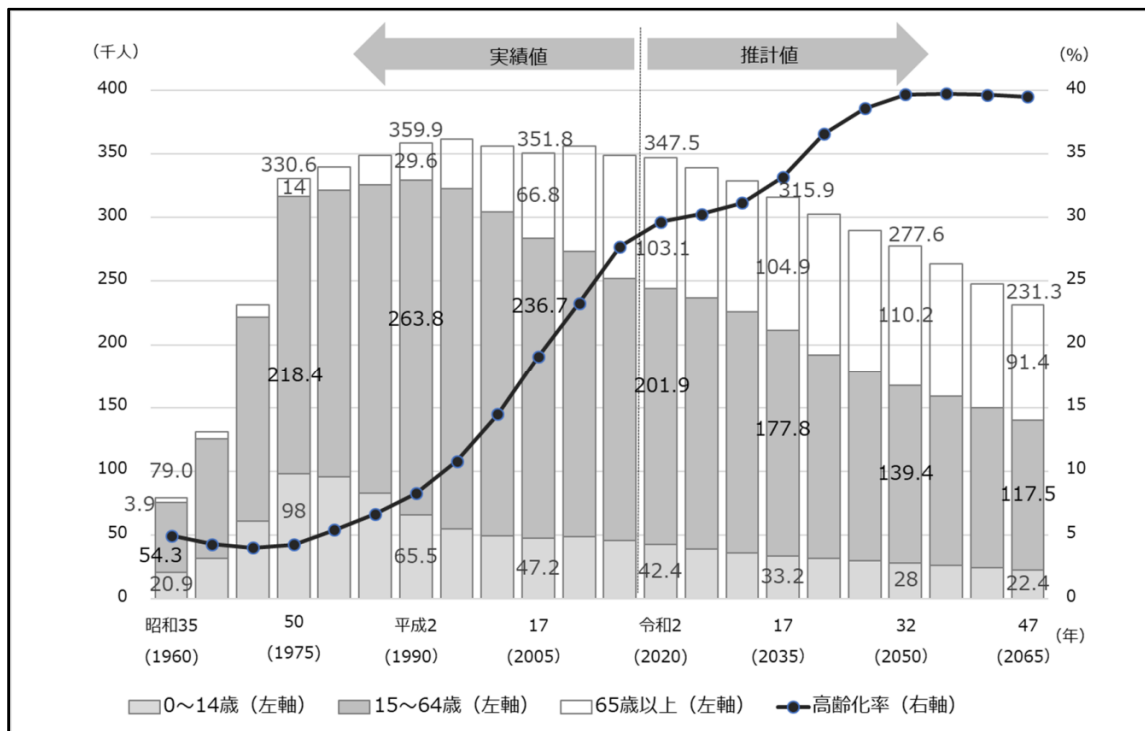


具体的施策

- 1 - (1) 行政分野における女性の参画拡大
- 1 - (2) 企業等における女性の登用の促進
- 1 - (3) 地域活動等における女性の参画促進

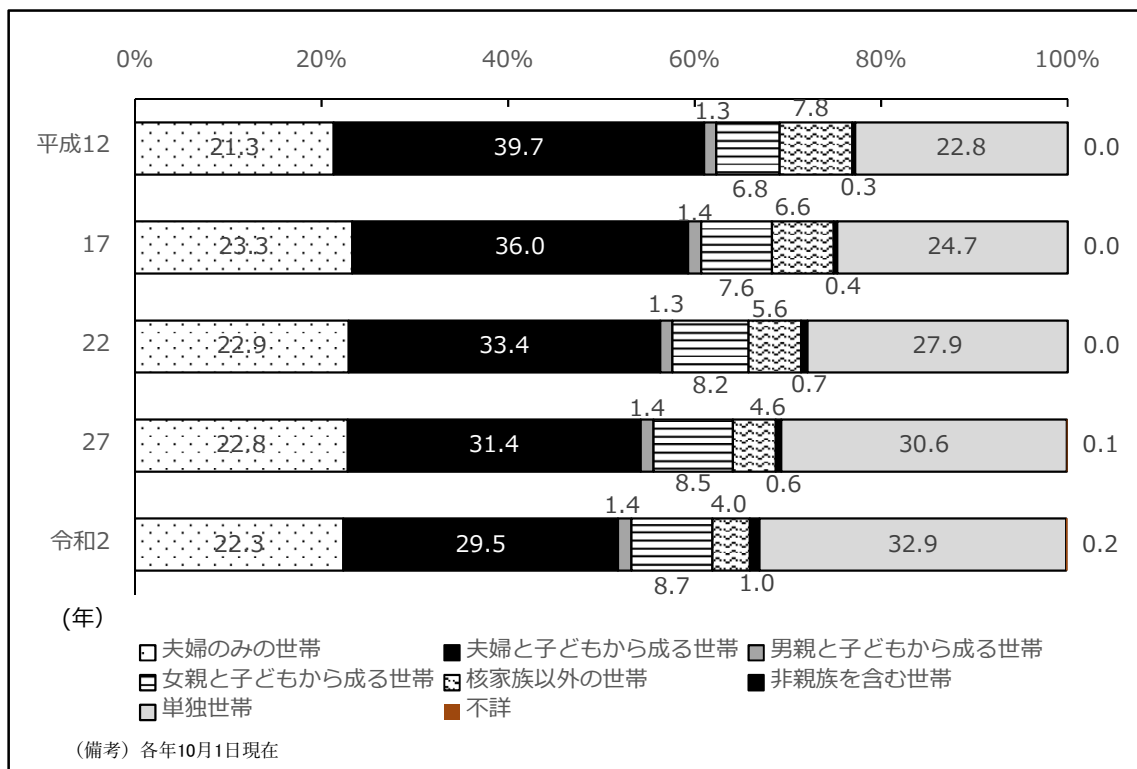
※具体的施策ごとの取組内容等は、P42・43に記載

図表 13 人口推移・将来人口推計（高槻市）



資料：高槻市「第6次高槻市総合計画」

図表 14 世帯類型別にみた一般世帯の推移（高槻市）



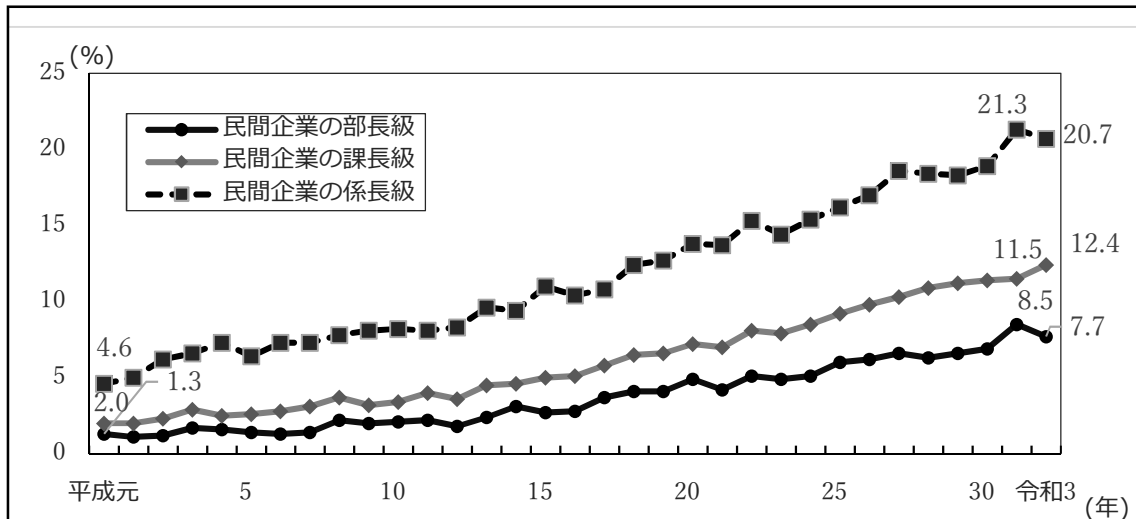
資料：総務省「国勢調査」

図表 15 職階別の女性職員の割合（高槻市：各年 4 月 1 日現在）

		部長級	部長代理級	課長級	副主幹級	主査級	管理職計		一般職	合計	
							男女割合			男女割合	
平成24年	女性	3	2	12	63	76	156	21.4%	667	823	33.6%
	男性	14	41	116	150	252	573	78.6%	1,055	1,628	66.4%
平成25年	女性	2	3	15	59	81	160	21.5%	693	853	34.3%
	男性	14	39	105	154	271	583	78.5%	1,048	1,631	65.7%
平成26年	女性	3	3	14	55	86	161	21.6%	711	872	34.4%
	男性	16	38	102	139	290	585	78.4%	1,079	1,664	65.6%
平成27年	女性	3	2	16	57	82	160	21.1%	751	911	35.7%
	男性	13	40	94	147	303	597	78.9%	1,046	1,643	64.3%
平成28年	女性	2	5	19	48	85	159	21.1%	755	914	35.5%
	男性	14	40	97	155	287	593	78.9%	1,066	1,659	64.5%
平成29年	女性	1	5	21	51	79	157	21.0%	744	901	35.5%
	男性	15	40	95	163	276	589	79.0%	1,048	1,637	64.5%
平成30年	女性	1	6	18	49	82	156	20.9%	732	888	35.2%
	男性	14	38	93	170	276	591	79.1%	1,041	1,632	64.8%
令和元年	女性	1	5	17	50	82	155	20.6%	731	886	35.6%
	男性	13	35	92	167	290	597	79.4%	1,004	1,601	64.4%
令和2年	女性	1	5	17	47	79	149	19.7%	715	864	35.0%
	男性	15	39	95	181	278	608	80.3%	999	1,607	65.0%
令和3年	女性	1	5	19	49	72	146	19.2%	705	851	34.8%
	男性	14	41	97	186	276	614	80.8%	981	1,595	65.2%

資料：高槻市

図表 16 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移（全国）



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 令和2（2020）年から、役職者は、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元（2019）年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。
 3. 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 4. 令和2（2020）年から推計方法が変更されている。
 5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31（2019）年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

資料：内閣府「男女共同参画白書 令和4年版」

図表 17 ジェンダーギャップ指数 (GGI)

ジェンダーギャップ指数 (2022) 上位国及び主な国の順位				
順位	国名	値	前年値	前年からの 順位変動
1	アイスランド	0.908	0.892	—
2	フィンランド	0.860	0.861	—
3	ノルウェー	0.845	0.849	—
4	ニュージーランド	0.841	0.840	—
5	スウェーデン	0.822	0.823	—
10	ドイツ	0.801	0.796	1
15	フランス	0.791	0.784	1
22	英国	0.780	0.775	1
25	カナダ	0.772	0.772	—1
27	米国	0.769	0.763	3
63	イタリア	0.720	0.721	—
79	タイ	0.709	0.710	—
83	ベトナム	0.705	0.701	4
92	インドネシア	0.697	0.688	9
99	韓国	0.689	0.687	3
102	中国	0.682	0.682	5
115	ブルキナファソ	0.659	0.651	9
116	日本	0.650	0.656	4
117	モルディブ	0.648	0.642	11

各分野における日本のスコアは、次のとおりです。

分野	スコア	昨年のスコア
経済	0.564	0.604
政治	0.061	0.061
教育	1.000	0.983
健康	0.973	0.973

※スコアは1が完全平等

資料：内閣府「共同参画 令和4年8月号」

図表 18 地域における意思決定過程への女性の参画率の推移 (高槻市)

	平成		令和		
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
自治会数	981	981	967	973	972
うち女性が代表者	268	242	278	283	289
参画率	27.3%	24.7%	28.7%	29.1%	29.7%
PTA数	82	82	82	78	77
うち女性が代表者	35	32	32	35	37
参画率	42.7%	39.0%	39.0%	44.9%	48.1%

資料：高槻市

■ 具体的施策 1 - (1) 行政分野における女性の参画拡大

取組名		取組内容		所管課等
1	審議会等委員への女性の参画	1	女性人材リスト*の活用や推薦委員の女性選出の働きかけ等を行うとともに、公募制の導入や職務指定の見直し等の仕組み上の改善を図るなど、審議会等の女性委員登用率の向上を目指します。	人権・男女共同参画課 各担当課
2	女性職員・教員の登用	2	市の女性職員・教員に対して昇任試験の受験を積極的に働きかけるとともに、受験状況等の調査・分析を行い、サポートする環境を整えます。	人事企画室 教職員課
		3	市の女性職員のエンパワメント*につながる研修・講座の実施など、積極的改善措置を講じます。	人事企画室 人権・男女共同参画課

参考：特定事業主行動計画

女性活躍推進法では、職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的として、労働者 101 人以上の事業主に対して行動計画の策定を義務付けています。

国や地方公共団体などは一般事業主とは区別された「特定事業主」と位置付けられており、本市では「高槻市特定事業主行動計画 仕事も家庭も“CHANT! -ちゃんと! -」を策定し取り組んでいます。(現在は、令和7年度までの後期計画期間中。)

現行計画では、第2期前半で目標未達であった女性管理職（主査級以上）の割合につき、管理職任用制度の見直しの検討とともに目標数値をさらに引き上げ、成果の向上を図ることとしています。

= 目標数値（抜粋） =

- ・女性管理職（主査級以上）…30%以上（令和3年4月1日現在 19.1%）
- ・男性職員の育児休業取得率…30%以上（令和2年度 18.9%）

■ 具体的施策 1 - (2) 企業等における女性の登用の促進

取組名		取組内容	所管課等
3	企業等への啓発・ 情報発信	4 市内の企業等に対して、公的認証制度や先進的取組等の周知を通じて、女性の採用・登用等の促進を図ります。	産業振興課

■ 具体的施策 1 - (3) 地域活動等における女性の参画促進

取組名		取組内容	所管課等
4	地域住民、 関係団体等への 働きかけ	5 地域コミュニティや NPO 等の活動支援を通じ、女性の地域活動への参加を促します。	コミュニティ 推進室
		6 地域コミュニティ等と共催する地域講演会を通じ、地域団体等のリーダー、役員等への女性の参画を働きかけます。	人権・男女 共同参画課
5	市民向け講座 による人材の育成	7 エンパワーメント*講座やリーダーシップ講座を開催し、女性の能力の開発と育成を図ります。	人権・男女 共同参画課

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

基本方針Ⅱ 働く場での男女平等の推進と仕事と生活の調和

<課題や求められること>

- 就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものです。また、働きたい人すべてが生き生きと働くことができる環境づくりは、ダイバーシティ*（多様性）の推進や多様な視点によるイノベーション（技術革新）の促進につながり、社会経済における活力の向上の観点からも極めて重要な意義を持ちます。女性の潜在能力を十分に活かさないことは大きな社会損失であるという認識の一層の浸透が求められます。
- 国の調査では、いわゆる M 字カーブ*問題は解消に向かい（P46 図表 19）、第 1 子出産前後の就業継続率は 5 割を超えています（P46 図表 20）。一方で、25 歳から 29 歳をピークに正規雇用労働者比率の低下がみられ、就業を希望しながら育児や介護に関わる問題から求職活動ができない女性や、職業能力は十分に有しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識*を背景に就業を希望していない女性も多くいると考えられます。
- 本市の市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」という考え方に対して、男女ともに「そう思わない」という回答が 10 年前との比較で大きく増加しているものの、「そう思う」回答もいまだ 3 割弱あります（P27 図表 9）。
- このような状況において、性別に関わりなく働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の実現を男女が共に担うべき課題として、環境を整備することが一層求められています。
- 雇用の分野における性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアル・ハラスメント*や妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とするハラスメントなどは、いずれも女性活躍の推進を阻む障壁であり、その防止は重要な課題です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用、所得及び家庭内での負担などにおいて、女性への影響が強く現れています。
- 市民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがあると答えた人に誰から受けたかを聞くと、その多くが職場の上司や同僚であり、女性では上司の割合が高い結果となっています（P47 図表 21）。雇用関係上の優位性を利用して、弱い立場にある女性が被害に遭う傾向が伺えます。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画*の策定義務や、改正労働施策総合推進法に基づくパワハラ防止対策義務の対象が令和 4 年 4 月から拡大されていることを踏まえ、これらの順守の働きかけなど、ハラスメントがない、誰もが働きやすい職場づくりに向けて取り組む必要があります。

- 離婚件数の増加や未婚化の進行の中で、単独世帯やひとり親世帯の割合が増加するなど、結婚のありようの変化に伴い、家族の姿は大きく変化し（P47 図表 22）、一人ひとりのライフスタイルも多様化しています。
- 労働をめぐる状況も変化しており、サラリーマンの夫と専業主婦の世帯数は減少傾向にある一方、共働き世帯は増加傾向となっています。ただし、共働き世帯の増加は、主として妻がパートタイム労働という世帯が増えたことによるものです（P48 図表 23）。パートタイム等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという一面があるものの、男性に比べ女性の占める割合が高く、このことが女性の貧困や男女間の待遇面の格差の一因になっています。また、女性が世帯主で就業している場合、単独世帯もそれ以外の母子世帯等も、その所得は 200～299 万円でも多くなっており、男性世帯主の世帯に比べて世帯所得 300 万円未満の割合の高さが際立っています（P48 図表 24）。
- こうした問題の背景には、家族の姿が変化しているにもかかわらず、男女間の賃金格差や働き方の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等が、依然として変わらず、こうした多様化に十分に対応していないことが指摘されています。人生 100 年時代を迎え、女性が長い人生を経済的困窮に陥ることなく、自立できる環境を整えていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用、所得に強い影響を与えた一方で、感染症の拡大を契機にテレワーク*の導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性をもたらしています。ワーク・ライフ・バランス*の推進や生産性の向上に資する、男女共同参画の観点からも重要な動向であり、一層の普及が求められます。

<本市の対応の考え方>

- 性別に関わりなく、誰もが職業生活において活躍できるよう、企業や事業者に対して、職場における男女間の格差の是正や固定的役割分担意識の解消、ハラスメント防止の働きかけ等を行うとともに、市がその規範となるよう積極的に取組を進めます。
- 多様で柔軟な働き方を推進するため、制度の適切な活用や情報提供などに取り組みます。
- 職場環境の改善や子育て支援等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け必要となる環境の整備に努めます。

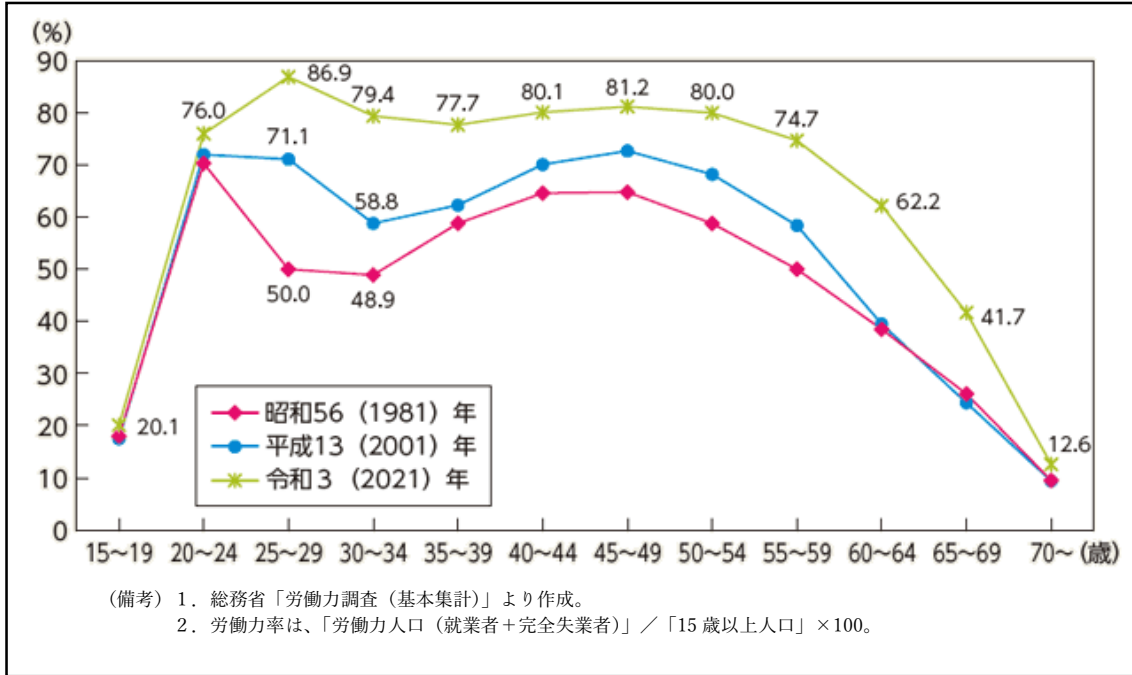


具体的施策

- 2 - (1) 職業生活における活躍支援
- 2 - (2) 働き方の見直し
- 2 - (3) ワーク・ライフ・バランスの実現

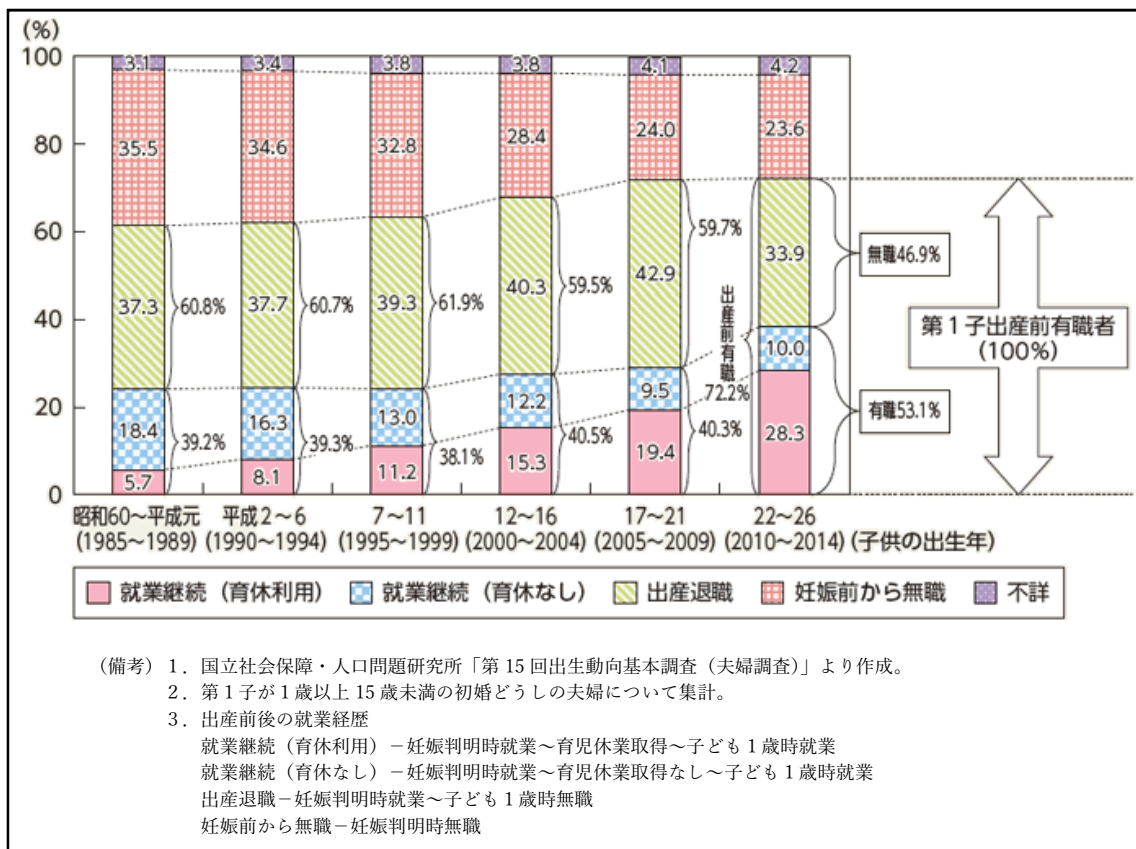
※具体的施策ごとの取組内容等は、P49～51 に記載

図表 19 女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移（全国）



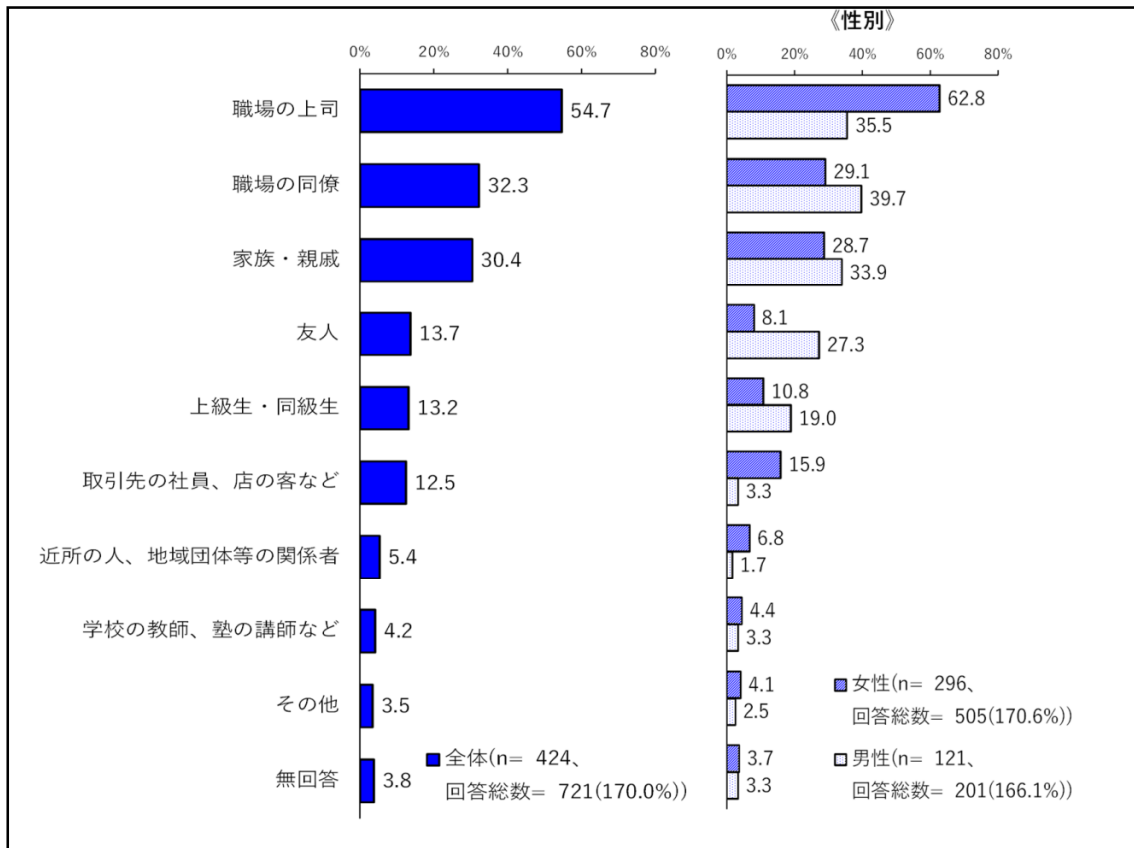
資料：内閣府「男女共同参画白書 令和4年版」

図表 20 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



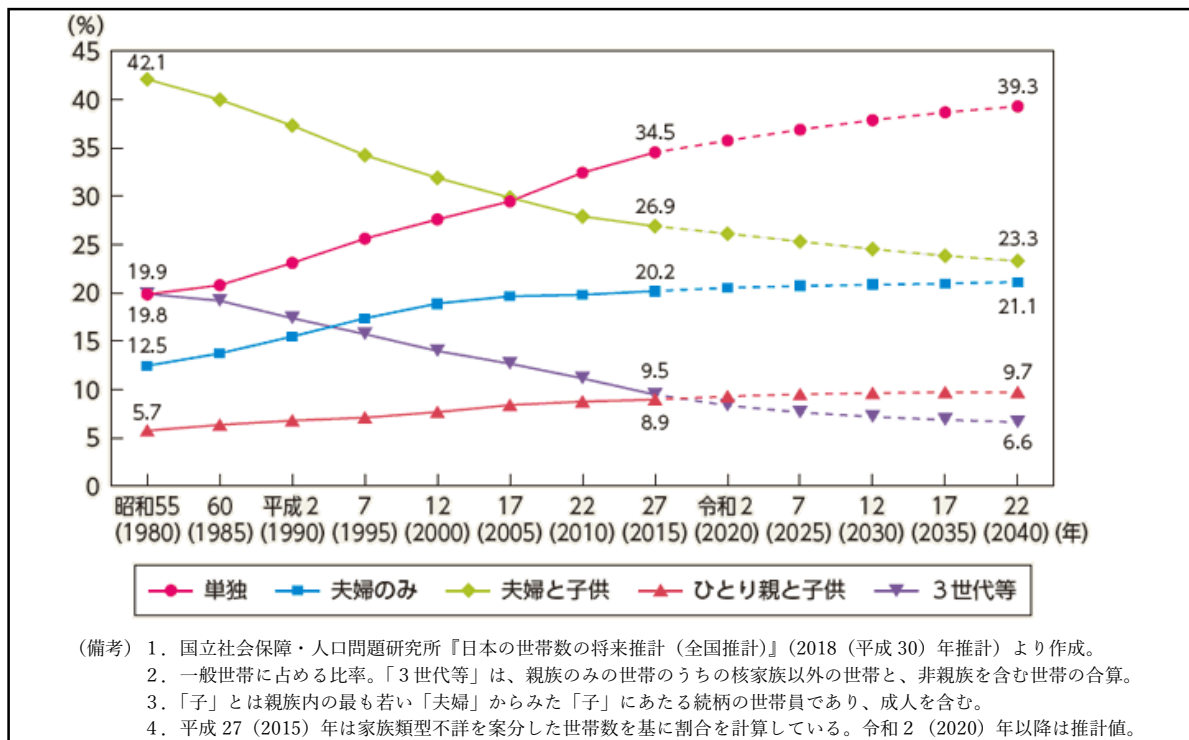
資料：内閣府「男女共同参画白書 令和4年版」

図表 21 セクシュアル・ハラスメントの加害者（市民意識調査）



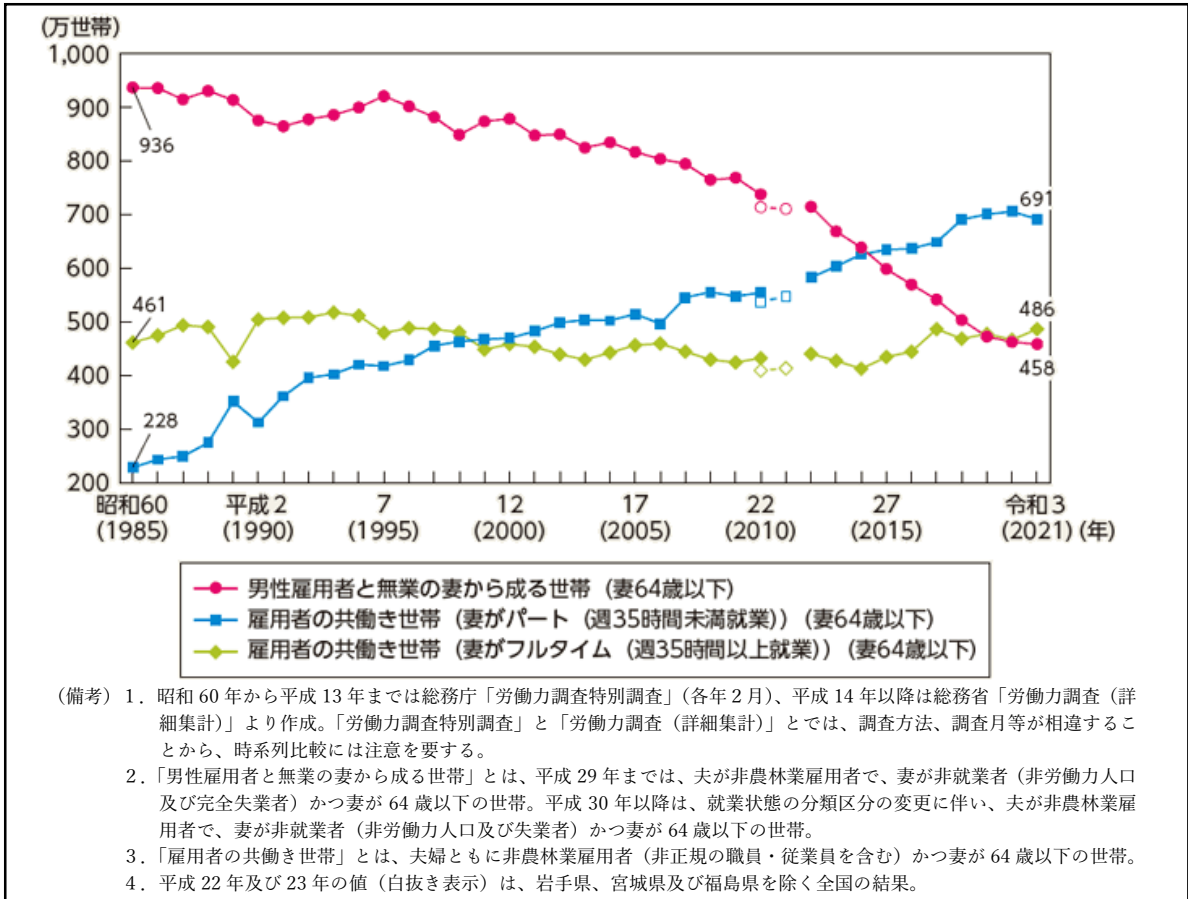
資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表 22 世帯の家族類型別構成割合の推移（全国）



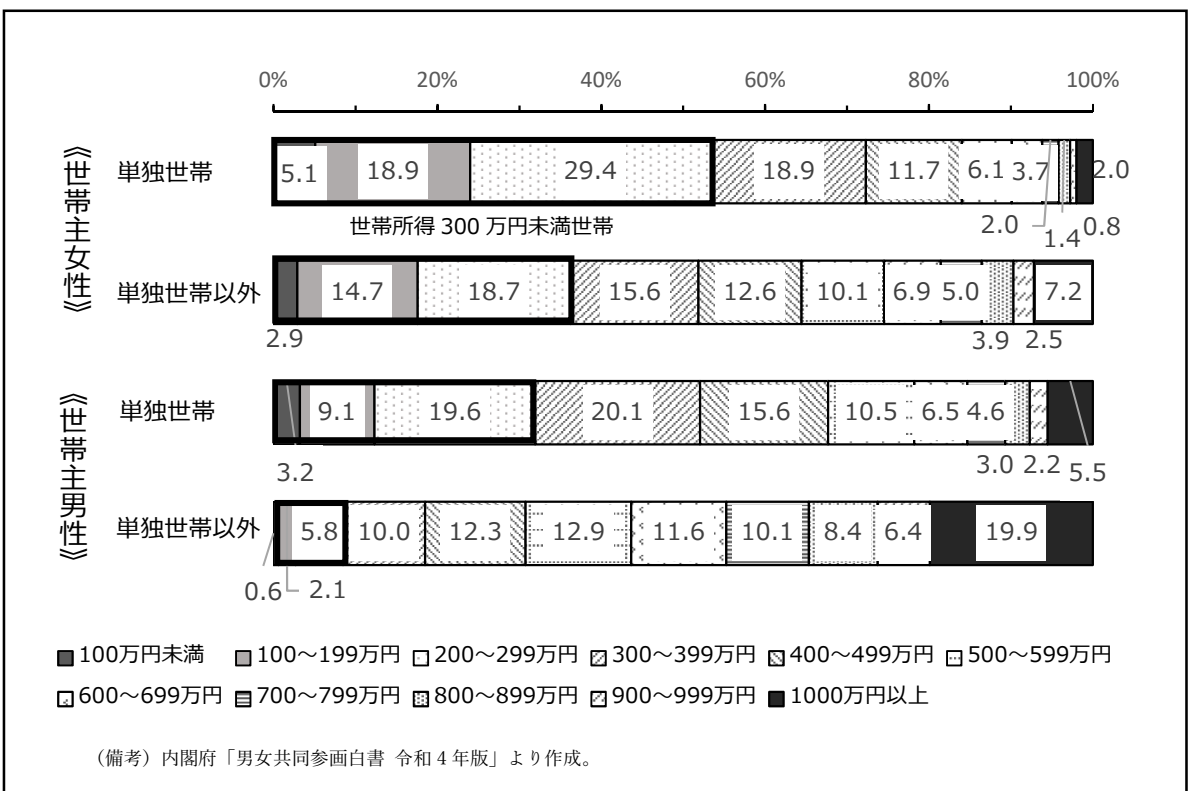
資料：内閣府「男女共同参画白書 令和4年版」

図表 23 共働き等世帯数の推移（妻が 64 歳以下の世帯）（全国）



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和 4 年版」

図表 24 世帯主が就業している世帯の所得分布（平成 29（2017）年）（全国）



■ 具体的施策 2 - (1) 職業生活における活躍支援

取組名		取組内容		所管課等
6	均等な機会と待遇の確保	8	企業等に対し、男女雇用機会均等法の履行確保、積極的取組や好事例などを周知・啓発します。	産業振興課
		9	事業所の男女共同参画への取組を促すため、公共調達における総合評価落札方式を実施する際に、男女共同参画に関する取組を推進する企業に加点評価するよう取り組みます。	人権・男女共同参画課
7	職場における固定的役割分担意識の解消	10	勤労者等の権利等を保護する法律に関するセミナーの実施を通じた啓発を行います。	産業振興課
		11	男女比率が偏った職場とならないよう、あらゆる職場への両性の配置に努めます。	人事企画室
8	科学技術分野における男女共同参画の推進	12	女性が青少年期から理工系分野に興味を持つことができるよう、子どもや保護者に向けて学習の機会を提供します。	人権・男女共同参画課
9	キャリア教育*の実施	13	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導やキャリア教育を実施するとともに、教職員に向けて研修を推進します。	教育指導課 教育センター
10	職場におけるハラスメントの防止	14	企業等における様々なハラスメントを防止するため、法令順守等の啓発を行います。	産業振興課
		15	庁内におけるハラスメントの防止に向けて、市職員に対して研修等による啓発を行うとともに、「高槻市職員のハラスメント防止等に関する要綱」に基づき、ハラスメント防止委員会と相談窓口により、発生した事案について早期解決に取り組みます。	人事企画室
11	企業等への啓発・情報発信	16	労働相談を通じて職場における性別を理由とした差別的取扱いや様々なハラスメントに関する問題を整理し、企業等における情報提供、啓発に取り組みます。	産業振興課

■ 具体的施策 2 - (2) 働き方の見直し

取組名		取組内容	所管課等
12	多様な働き方への支援	17 有期雇用者、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件・環境等の改善を図るために、関係法令等の情報発信等を行います。	産業振興課
		18 女性等の起業を支援するため、情報の収集・提供、資金確保や立ち上げのサポート等を行います。	産業振興課
		19 女性の起業や再就職のためのセミナーや情報提供を行います。	人権・男女共同参画課

■ 具体的施策 2 - (3) ワーク・ライフ・バランスの実現

取組名		取組内容	所管課等
13	育児・介護休暇等 を取得しやすい 職場環境づくり	20 育児・介護休暇等、仕事と家庭の両立に必要な制度が利用しやすい職場となるよう、企業等に働きかけを行います。 企業等に対して「一般事業主行動計画*」の策定を促すとともに、公的認証制度や先進的取組を周知します。	産業振興課
		21 男性の市職員への育児・介護休業制度の案内や相談を行います。	人事企画室
		22 市の幹部職員を対象とした研修会において制度の理解促進を図ります。	人権・男女共同参画課
14	労働環境改善の促進	23 企業等に対して、業務効率化につながる国・府等の情報提供を行うことで、労働時間短縮などの労働環境の改善を促します。	産業振興課

取組名		取組内容	所管課等
15	仕事と子育ての両立支援の推進	24 幼児期の教育・保育及び学童保育、地域の子ども・子育て支援等、「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」や「学童保育のあり方等に関する基本方針」に基づき、総合的な子育て支援の充実を図ります。	子ども育成課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
		25 保護者の多様な就労時間や就労形態を踏まえた保育需要を考慮し、保育所待機児童の解消に向けた取組や、延長保育、休日保育及び一時預かり等の保育サービスの充実を図ります。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
		26 ファミリー・サポート・センター*の運営や、子育てに関する相談、地域の子育てサークルの支援など、家庭や地域の子育て機能、環境の充実に努めます。	保育幼稚園総務課 子育て総合支援センター
		27 学童保育の受入枠を確保し、待機児童の解消や保育環境の改善に取り組みます。	子ども育成課
		28 学校・保育所・幼稚園・認定こども園の行事や参観日等を保護者が参加しやすい日程で行います。	保育幼稚園総務課 教育指導課
16	仕事と介護の両立支援の推進	29 高齢者や障がい者を介護する家族への介護離職を防止するため、「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「第2次障がい者基本計画」に基づき、支援の充実に努めます。	長寿介護課 障がい福祉課

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

基本方針3 地域社会における男女共同参画の推進

<課題や求められること>

- 地域活動においては、担い手の確保や高齢化が課題となっています。地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決できる多様な人材の確保が必要です。また、担い手の性別や年齢等が多様であり、役割が固定化されないことが重要です。
- 市民意識調査から見た男女の平等感については、社会全体の状況と比して平等であると感じる人が多い傾向となっていますが、男女内訳を見ると男性が平等と感じている割合が高いことが分かります（P25 図表7）。
- 地域に根強い固定的な性別役割分担意識*等を解消し、地域づくりの様々な場面において、女性の意見を取り入れ、反映するとともに、意思決定過程への女性の参画を促進することを通じて、公平で多様性に富んだ活力ある地域社会を構築する必要があります。
- 65歳以上の単身高齢者は男女ともに年々増加しており（P53 図表25）、50歳時点で配偶者のいない男性の割合は3割となるなど、家族の姿が多様化しています。こうした状況の中で、女性のみならず男性も家庭や地域社会において望まない孤独や孤立に陥らないように活躍の場を広げ、社会的なつながりを持てるようにすることが重要です。

<本市の対応の考え方>

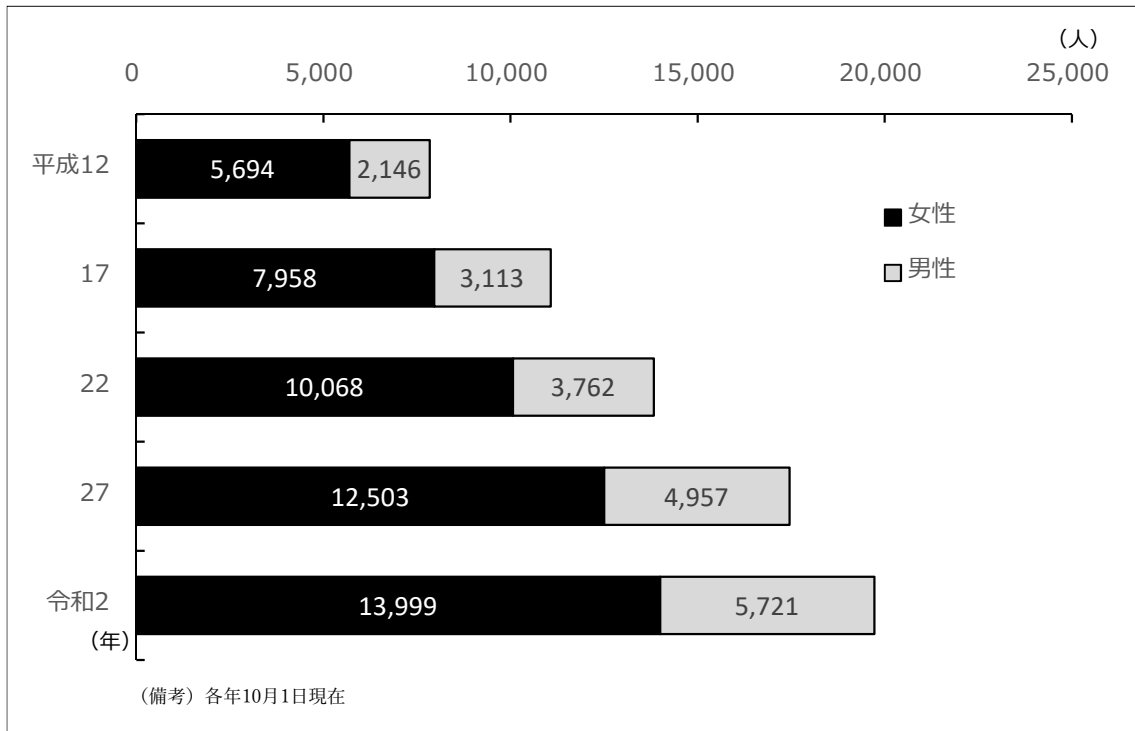
- 地域の中で主体的に男女共同参画の取組が進むよう、自治会などの地域団体やボランティア団体等を支援するとともに、女性も男性も地域活動に参加や活躍がしやすくなるよう取り組みます。



具体的施策 3 - (1) 地域活動における男女共同参画の推進

※具体的施策ごとの取組内容等は、P53 に記載

図表 25 65 歳以上の男女別単身高齢者数の推移（高槻市）



資料：総務省「国勢調査」

■ 具体的施策 3 - (1) 地域活動における男女共同参画の推進

取組名		取組内容		所管課等
17	地域活動への参加の促進	30	地域コミュニティや NPO 等の活動支援を通じ、地域活動への参加を促します。	コミュニティ推進室
		31	(再掲) 地域コミュニティ等と共催する地域講演会を通じ、地域団体等のリーダー、役員等への女性の参画を働きかけます。	人権・男女共同参画課
		32	退職後の高齢者等が地域活動に積極的に参加し、生きがいを見つけられるよう、きっかけづくりや活動の支援を行います。	長寿介護課
		33	地域活動に参加や活躍がしやすくなるよう、交流や学習機会を提供します。	人権・男女共同参画課

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの確保

基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本方針4は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

<課題や求められること>

- 配偶者等からの暴力（DV*）をはじめとする女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。女性が被害者となることが圧倒的に多い性犯罪・性暴力、DV（デートDV）、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントなど根絶には遠い状況であり、近年では、情報通信技術（ICT*）の進化やSNS*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの新たなコミュニケーションツールの広がりによって被害は一層多様化しています。いわゆるリベンジポルノ*、AV出演強要問題、JKビジネス*問題、児童買春・児童ポルノ等、子どもや若年層への被害も引き続き深刻な状況です。
- 暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にも繋がる深刻な問題です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会*を形成していく上で克服すべき重要な課題です。
- デートDVは、DVと同様の行為が当てはまるものの、市民意識調査では、交際相手の行動を監視したり、二人のことを勝手に決めてしまうことも該当するという認識が低く（P56 図表27）、特に、実際に被害に遭いやすい10歳代から30歳代が低い傾向がみられました。また、中学生と高校生に対して行ったアンケート調査においては、デートDVの認知度（P56 図表28）が高校生になると高まる傾向がみられていますが、中学生における認知度（P57 図表29）は、この10年間で変化がありません。
- 暴力の背景には、社会的・経済的な男性の優位性や性別による固定的な役割意識、男性の中にある女性に対する見下し意識などが存在しています。女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした、暴力を容認しない社会環境の整備等が一層求められています。
- しかし、市民意識調査では、DVを受けた経験の有無について、男性は11項目中5項目で平成22年度調査の割合を上回り（P57 図表30）、被害を認識する男性が増加しています。DV被害は女性に限られた問題ではなく、男女ともに加害者・被害者になりうる問題として考える必要があります。
- 暴力の被害者は、加害者との関係などの様々な背景から被害を訴えにくい場合があり、被害の潜在化を防止する必要があります。市民意識調査では、DVに関する相談について、「どこにも相談しなかった」が5割を超える結果となった一方で、市役所等の公的機関への相談は合計しても1割に満たない状況です（P58 図表31）。

- 暴力の被害者に対しては、安心して相談ができる行政窓口があること、相談することに躊躇をしなくてよいということを周知することが何よりも重要です。そして、相談に繋げることができた人に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく適切に対応するとともに、配偶者等への暴力が子どもに悪影響を及ぼす（面前 DV*）ことにも留意し、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、関係機関と連携し、早い段階から専門的な支援を切れ目なく、包括的に提供する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による在宅時間の増加や休業等による生活不安・ストレスから、DV*の増加・深刻化など、コロナ禍において多くの課題が改めて顕在化しました（P11～14）。相談及び支援体制が、非常時や災害時にも機能するものとなるよう留意が必要です。

＜本市の対応の考え方＞

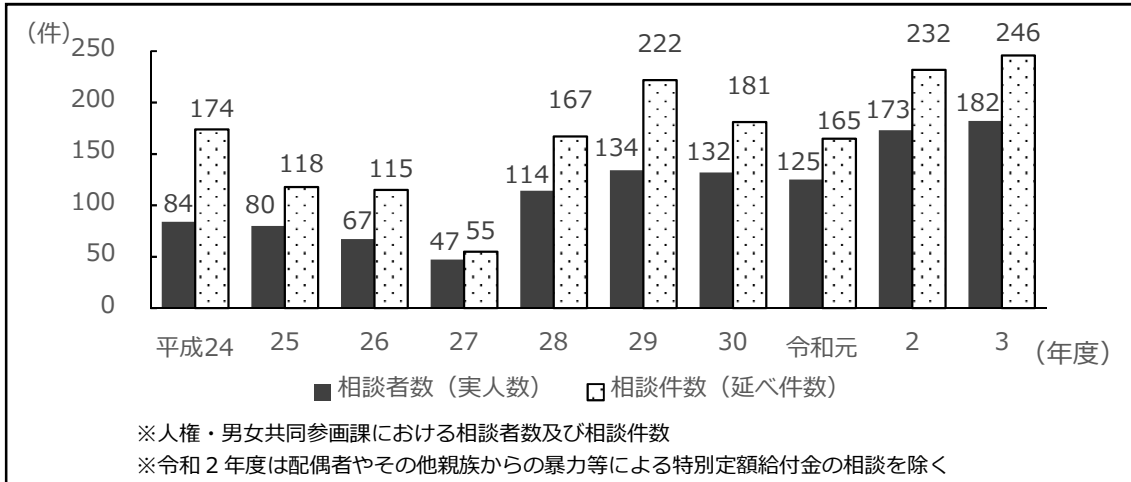
- 暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を推進するとともに、暴力の被害者が被害を訴えやすくなるよう、様々な手法を駆使して相談先や相談方法の効果的な周知を図ります。
- 被害者が安心して相談できるよう相談体制の充実や周知に努めるとともに、関係機関との連携を図り、被害者の保護や児童虐待等の関連する事案にも適切に対応します。
- 被害者が社会生活の中で安心して生活を営むことができるよう、総合的な支援に取り組めます。
- 庁内外の関係機関で構成する「DV 対応連絡会議」の推進体制の充実に努め、早期発見・相談から保護、自立支援まで、被害者への切れ目のない円滑な支援に取り組めます。



- 具体的施策**
- 4 - (1) 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発
 - 4 - (2) 相談体制の充実及び被害者の保護
 - 4 - (3) 被害者の自立支援
 - 4 - (4) DV 対策の推進体制の整備

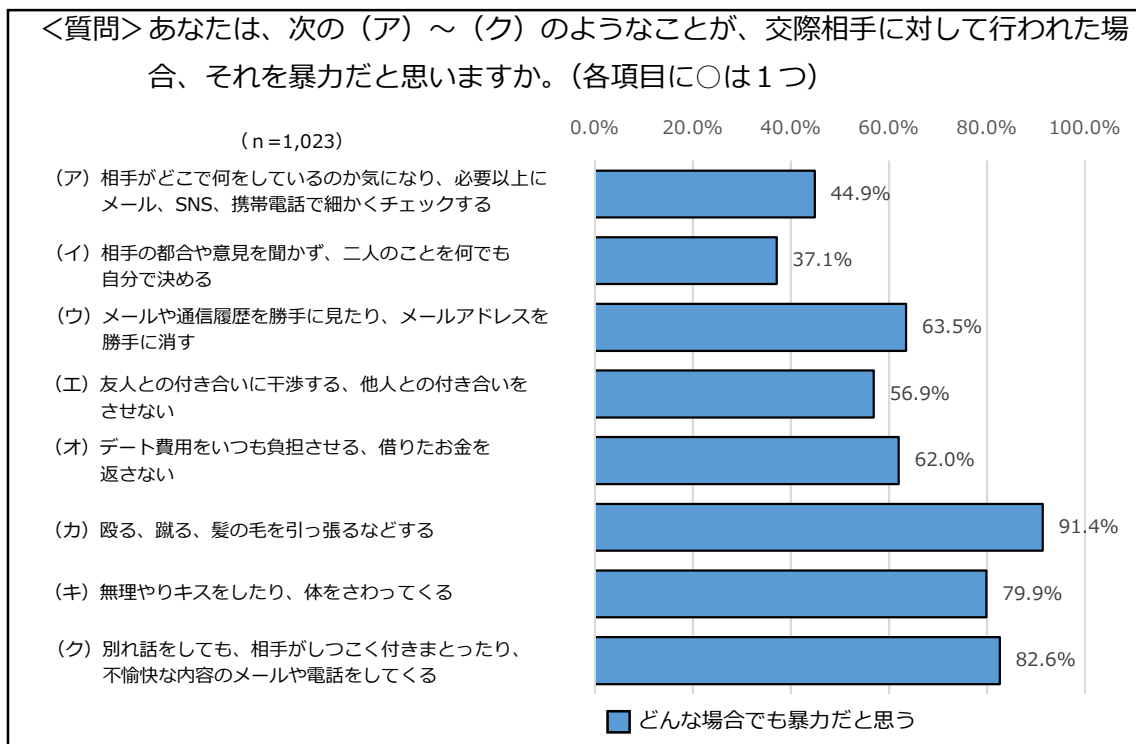
※具体的施策ごとの取組内容等は、P59～61 に記載

図表 26 配偶者等の暴力に関する相談件数の推移（高槻市）



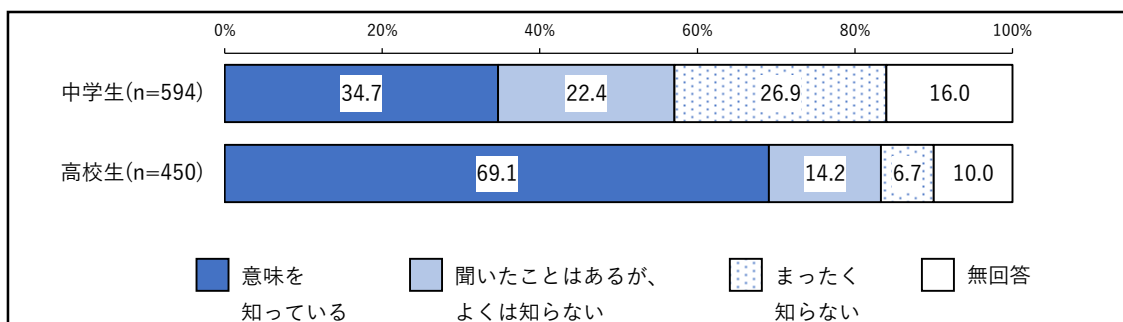
資料：高槻市

図表 27 デートDVの認識（市民意識調査）



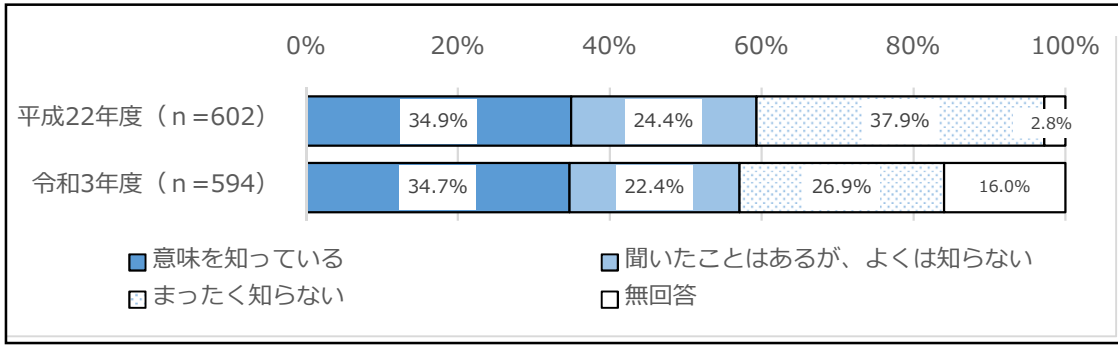
資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表 28 デートDVの認知度（中学生・高校生）（アンケート調査）



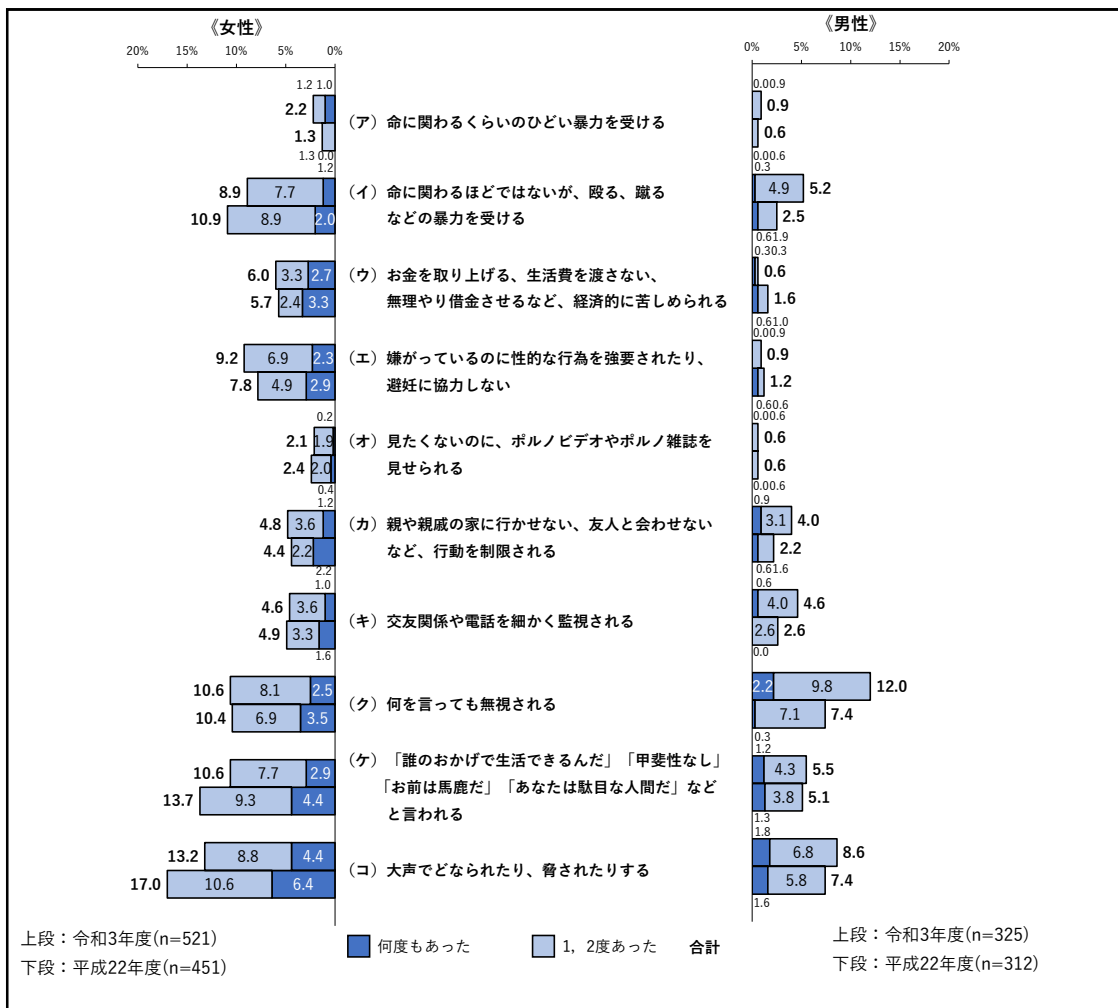
資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表 29 デート DV の認知度の経年比較（中学生）（アンケート調査）



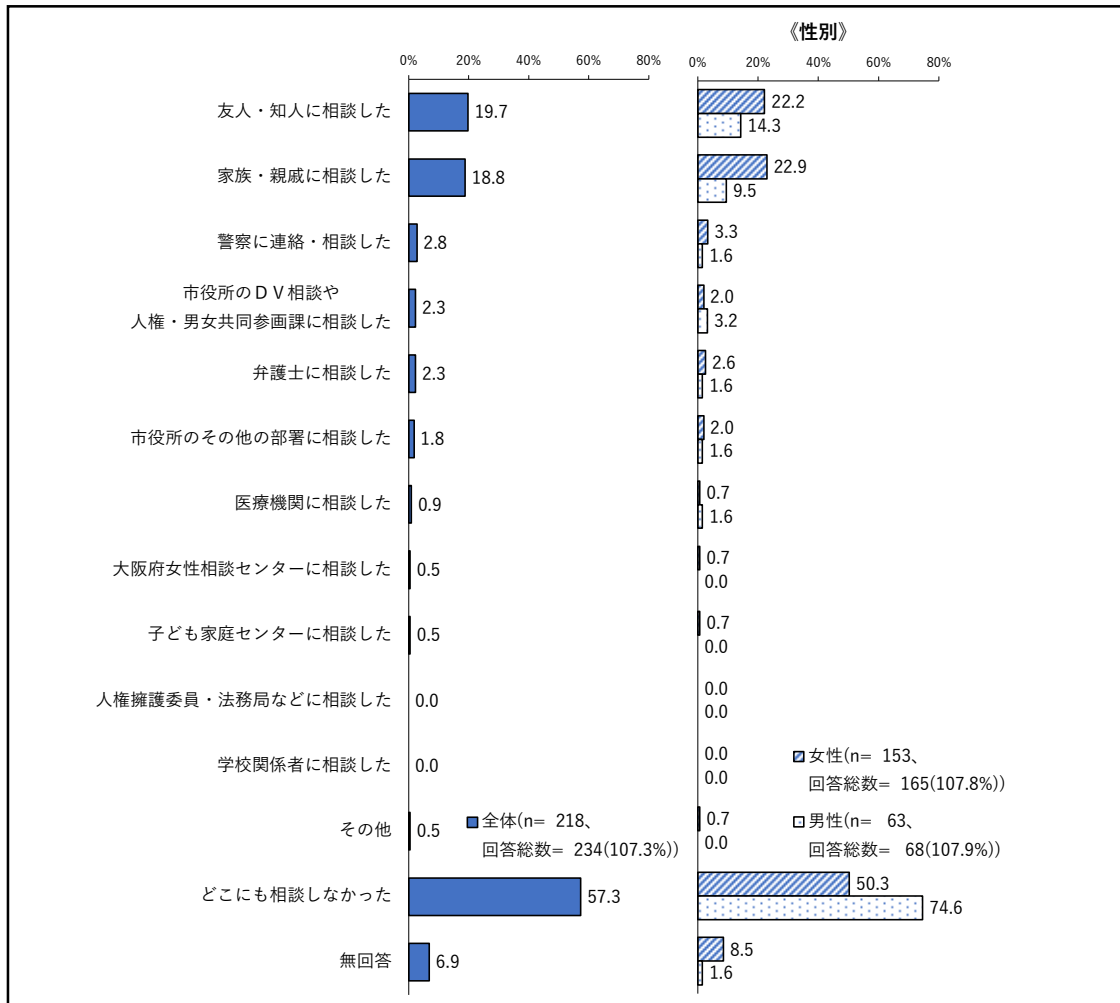
資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表 30 配偶者やパートナーからの暴力の有無（市民意識調査）



資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表 31 配偶者やパートナーからの暴力の相談相手（市民意識調査）



資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

■ 具体的施策 4 - (1) 女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発

取組名		取組内容		所管課等
18	様々な機会・手法を活用した啓発	34	配偶者等からの暴力 (DV*)、デートDV、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為、性犯罪、買売春など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、各種運動期間にあわせた啓発イベントの実施をはじめ、市内各所でのパネル展示や配布物による啓発、講座や学習会、広報媒体の活用等、様々な機会や手法により積極的に啓発を行います。	人権・男女共同参画課 公民館
19	非暴力の教育	35	幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、暴力的解決方法を許容し容認する意識を形成させないよう、非暴力の教育に取り組みます。	人権・男女共同参画課 保育幼稚園総務課 教育指導課 教育センター
20	性犯罪・性暴力の防止	36	広報媒体等を通じて、性犯罪・性暴力の防止を呼びかけます。	人権・男女共同参画課
		37	子どもが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないために、発達段階に応じた教育を実施します。	保育幼稚園総務課 教育指導課 学校安全課 教育センター
		38	登下校時など、子どもが被害者となる性的な犯罪を防止するため、地域や関係機関と連携し、通学路等の安全・安心の確保に努めます。	危機管理室 学校安全課
		39	教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、教職員への研修の実施に取り組むとともに、小・中学校の児童・生徒に向けて相談体制の周知を図ります。	保育幼稚園総務課 教育指導課 教職員課 教育センター

■ 具体的施策 4 - (2) 相談体制の充実及び被害者の保護

取組名		取組内容	所管課等
21	DV*相談	40 被害者が安心して相談できるよう、専門相談員による包括的な相談体制のもと、児童虐待との関連にも留意しながら、庁内外関係者・関係機関と連携した適切な対応を行います。 悩んでいる人がためらわずに相談できるよう、国・府（警察含む）・市の様々な相談先を積極的に周知します。	人権・男女共同参画課
22	DV 被害者に配慮した業務の実施	41 庁内の様々な窓口等における業務において、市職員等が DV 被害者に対して適切に対応できるよう、また、DV 被害者が二次被害を受けることにならないよう、DV 対応支援マニュアルの活用を推進します。	人権・男女共同参画課 各担当課
23	緊急一時保護対応の適切な連携	42 緊急に保護を求めてきた被害者等の生命・安全を守るため、大阪府の女性相談センターや警察と連携し、大阪府の緊急一時保護等につながります。また、円滑な保護のため、必要に応じて同行支援や緊急の費用助成を行います。	人権・男女共同参画課

■ 具体的施策 4 - (3) 被害者の自立支援

取組名		取組内容	所管課等
24	関係課と連携した総合的な支援	43 被害者の自立に必要な行政サービスにつなげることができるよう、被害者の置かれた状況を踏まえ、心理的ケアに留意しながら、適切な情報提供や、庁内の関係課と連携した総合的な支援を行います。	人権・男女共同参画課

■ 具体的施策 4 - (4) DV 対策の推進体制の整備

取組名		取組内容	所管課等
25	高槻市 DV*対応 連絡会議	44 DV 被害の早期発見・相談から保護、自立 支援まで切れ目のない円滑な支援を実施して いくため、「高槻市 DV 対応連絡会議」を組 織し、庁外関係機関・団体と庁内関係課等の 連携を図ります。 同会議において、国や大阪府などが主催す る会議や研修会の情報共有を図るなど、適切 な推進体制の確保に努めます。	人権・男女 共同参画課
26	高槻市児童虐待等 防止連絡会議	45 DV 被害と児童虐待には密接な関係があるた め、必要に応じて連携した対応を行います。	子育て総合 支援センター

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの確保

基本方針5 困難を抱える人への支援と多様性を尊重する 環境の整備

<課題や求められること>

- 経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、女性は生活上の困難に陥りやすく、とりわけ貧困は、ひとり親世帯では子どもが成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、すべての年代の女性に生じ得る問題です。また、介護と育児のダブルケアなど、複合的に困難を抱えるケースも深刻な社会問題として注目されています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大が、女性をはじめとした社会的に弱い立場にある人に対してより深刻な影響を与えたことを考慮し（P11～14）、このような貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう努めることが必要です。
- 性的指向・性自認（性同一性）*に関すること、障がいがあること、外国人であること等を理由に、社会的困難を抱えている場合は、固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。
- 様々な属性の人々について正しい理解を広めるなど、多様性を尊重する環境づくりが進むことで、結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながるということを念頭に置き、人権尊重の取組を推進することが必要です。

<本市の対応の考え方>

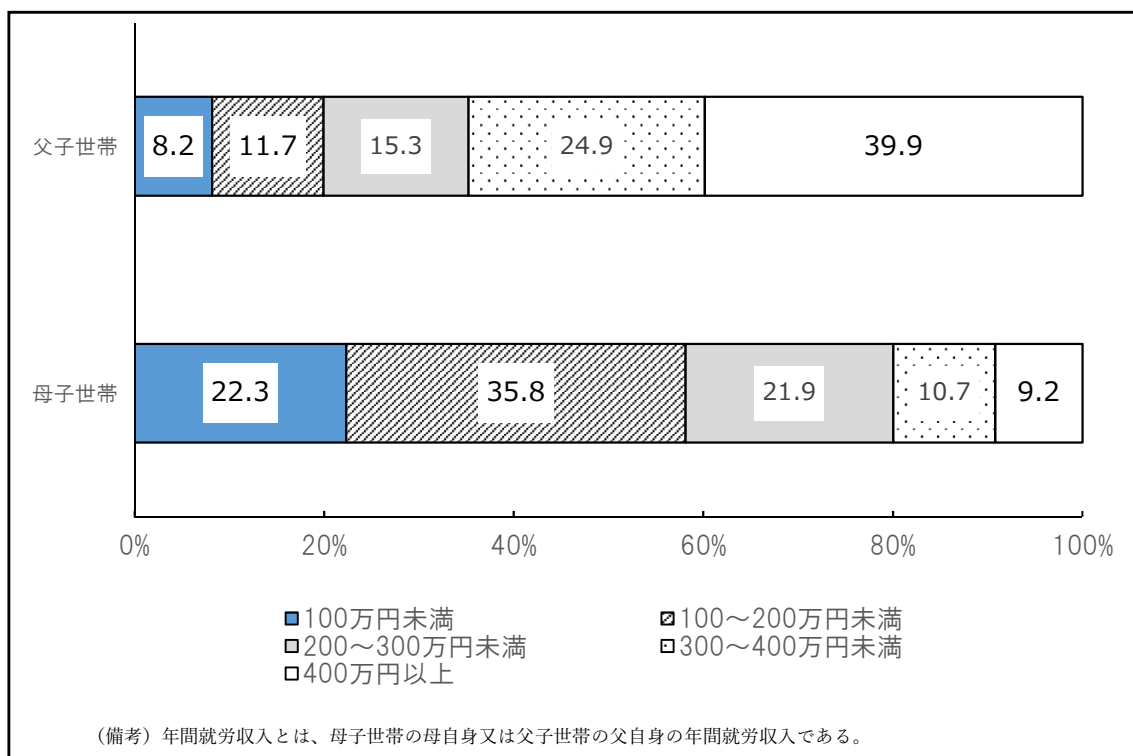
- ひとり親家庭に対し、「高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく各種施策を実施し、経済的・身体的・精神的な負担の軽減・解消を図ります。
- 女性であることが理由となる様々な困難について、専門員による相談をはじめ、その解決に向けた支援を行います。
- 多様性を尊重する環境を整備し、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減るよう取り組みます。



具体的施策 5 - (1) 生活上困難を抱える女性への支援
 5 - (2) 多様性を尊重する環境の整備

※具体的施策ごとの取組内容等は、P63・64に記載

図表 32 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）



資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」平成28年度版

■ 具体的施策 5 - (1) 生活上困難を抱える女性への支援

取組名	取組内容	所管課等
27 ひとり親家庭への支援	46 高槻市ひとり親家庭等自立支援計画に基づき、就業支援・経済的支援・相談体制の充実等、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行います。	子ども育成課
	47 保育所の入所への配慮や、低所得世帯への保育料減免により、乳幼児のいるひとり親世帯の自立を支援します。	保育幼稚園事業課
28 女性相談	48 女性が日常生活で直面する様々な悩み等について相談を受け、必要に応じて様々な支援につなぎます。	人権・男女共同参画課

■ 具体的施策 5 - (2) 多様性を尊重する環境の整備

取組名		取組内容		所管課等
29	人権尊重の取組	49	「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」を基本理念とする「高槻市人権施策推進計画」に基づき、様々な人権課題の解消に取り組む中で、複合的な困難に直面する女性の人権が尊重されるよう、地域や関係団体等との協働によって啓発を推進します。	人権・男女共同参画課
30	高齢者への支援	50	高齢者が地域で生き生きと過ごすことができるよう「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の権利擁護、介護予防、家族支援、社会活動の支援などに取り組めます。	長寿介護課 福祉相談支援課
31	障がいのある人への支援	51	「第2次高槻市障がい者基本計画」に基づき、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域における生活支援の充実や、自立と社会参加の促進などに取り組めます。	障がい福祉課
32	外国人への支援	52	関係機関と連携し、外国人が安心して暮らせるよう、日常生活に関する各種情報を多言語で提供するとともに、市民の国際的な人権意識の向上を図り、多文化共生*を推進します。	市長室 人権・男女共同参画課
33	性の多様性尊重	53	人権教育・啓発を推進し、性の多様性に関する理解の促進を図ります。	人権・男女共同参画課 教育指導課

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの確保

基本方針6 生涯を通じた健康支援

<課題や求められること>

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手の人権を尊重して生きていくことは、男女共同参画社会*の形成にあたっての大前提です。
- 心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていくために必要なことです。特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の視点が重要となります。セクシュアリティ*や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられるとともに、自分の身体に関することを自分自身で決められるよう、理解の促進に努めます。
- 近年は、生涯出産数の減少による月経回数が増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長など様々な要因により女性の健康を脅かす疾病のありようが変化しています。
- ヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）の向上、年代ごとの課題、健康を阻害する社会的要因への対応も含め、近年の女性の健康に関わる問題変化に応じた支援が必要です。
- 男性については、生活習慣病のリスクを持つ者の割合が高いことや、更年期障害がみられるほか、固定的役割分担意識にとらわれ、家庭・地域活動に参画できないことや、自分が抱える悩みなどを相談できないことなどから孤立のリスクを抱える恐れもあります。
- これらのことから、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進する必要があります。

<本市の対応の考え方>

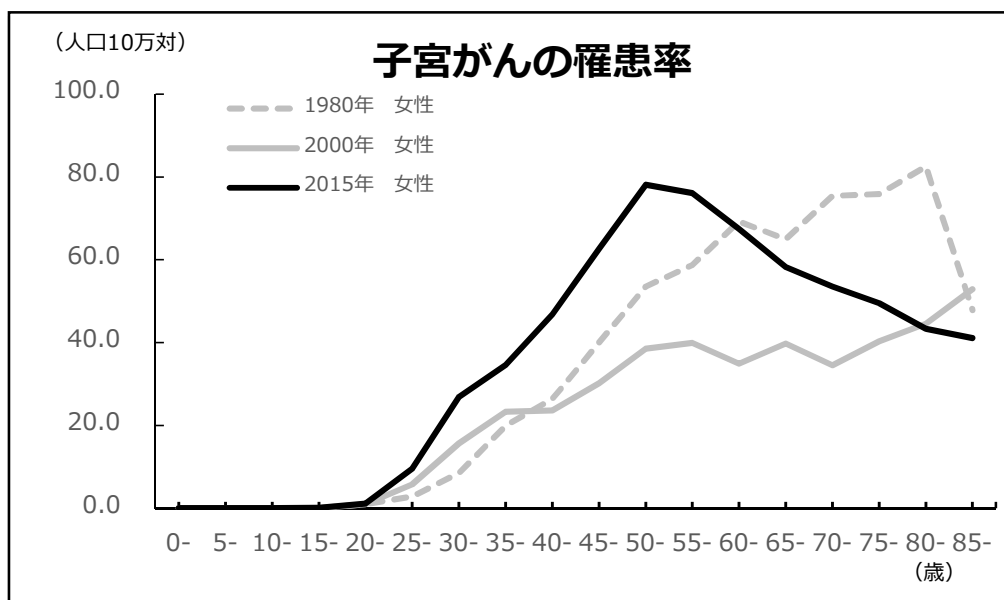
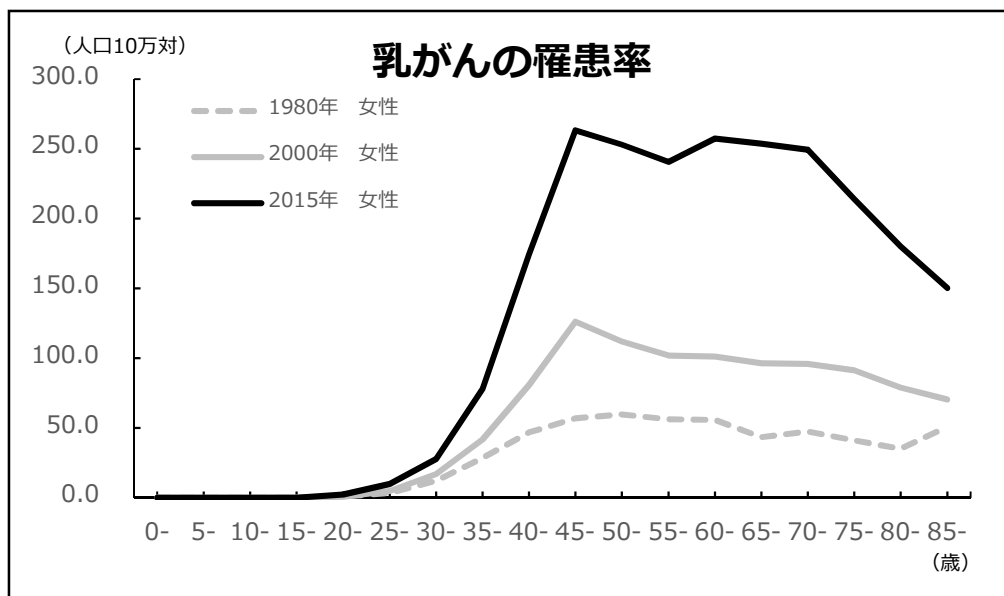
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識が浸透するよう、周知啓発に取り組めます。
- 生涯にわたり女性が主体的に健康を保持できるよう、ライフステージに応じた取組を実施します。
- 子どもから大人まで、身体的性差を理解し、互いの違いが差別や不利益の理由にならないよう、男女が互いの性を尊重する考え方を身に付けるための啓発や、性に関する正しい情報を学習する機会の提供に取り組めます。



具体的施策 6-（1）リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の浸透
6-（2）ライフステージに応じた健康対策
6-（3）性に関する情報の提供と性教育

※具体的施策ごとの取組内容等は、P67・68に記載

図表 33 女性特有のがんの罹患率（全国）



資料：国立がん研究センターがん情報サービス（がん登録・統計）

■ 具体的施策 6 - (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する
知識の浸透

取組名		取組内容		所管課等
34	啓発・情報提供	54	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の考えに基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し、行使できるように、啓発や情報提供を行います。	人権・男女 共同参画課

■ 具体的施策 6 - (2) ライフステージに応じた健康対策

取組名		取組内容		所管課等
35	女性の主体的な 健康管理支援	55	女性の健康管理に関する講座や資料・図書等による情報提供を図ります。	人権・男女 共同参画課
36	健康管理を支援する 環境づくり	56	健康管理に重要な健（検）診の受診率の向上を図るため、子育て中の世代や自営業に従事する人などが受診しやすい環境づくりに努めます。	健康づくり 推進課 産業振興課
		57	医師・栄養士・保健師等による地域に出向いた健康相談を実施します。	健康づくり 推進課
		58	スポーツ活動を通じて健康・体力づくりができるよう、施設運営、情報提供、仲間づくり等を推進します。	文化・スポーツ 振興課
37	妊娠・出産期の 健康管理	59	妊娠・授乳期の母子の健康維持・管理に必要な知識について、両親が共に正しく理解できるように、様々な機会をつくり啓発します。 また、必要に応じて訪問指導によるケアを行います。	子ども保健課
		60	男性の育児参画の促進に効果的な取組を展開します。	子ども保健課

■ 具体的施策 6 - (3) 性に関する情報の提供と性教育

取組名		取組内容		所管課等
38	性に関する学習・教育	61	性に関する講座の実施や資料・図書等による情報提供を行うとともに、性に関する悩み等に女性相談で対応します。また、性に関する図書等を学校教育でも利用できるよう連携を図ります。	人権・男女共同参画課 教育指導課
		62	性感染症・エイズ予防のための啓発・教育を行うとともに、保健所において検査や相談を実施します。	保健予防課
		63	発達段階に応じ、性に関する指導を計画的に実施します。	教育指導課
		64	子どもの発達段階に応じた人権の視点に立った性教育に取り組みます。	保育幼稚園 総務課

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの確保

基本方針7 防災・減災活動における男女共同参画の推進

<課題や求められること>

- 大規模災害の発生は全ての人の生活を脅かすものですが、とりわけ、女性や子どもを始めとする社会的弱者がより多くの影響を受けることが指摘されています。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識*を反映して、家事・育児・介護等が女性に集中したり、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じたりするといったジェンダー*に関する問題が深刻化するとされています。
- 人口の半分は女性であることを踏まえ、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した男女共同参画の視点から災害対応を行うことが、防災・減災・災害に強い社会の実現にとって必須の条件となります。
- 平成23年3月の東日本大震災以降、防災への関心が一段と高まり、本市でも平成30年1月に、多様なニーズに応じた避難所運営が市民によって行えるよう、本市女性職員による検討委員会が「避難所運営マニュアル作成モデル別冊～女性が提案する避難所運営～」を作成しました。
- 平成30年6月に本市を震源とする大阪北部地震が発生するなど、近年大規模な災害が頻発している中、男女共同参画の視点を防災や減災に取り入れることの重要性が認識されています。
- 市民意識調査でも、防災・災害復興に関する設問の中で、避難所を運営するメンバーに男女が同じように加わることは重要であると考える人の割合が非常に高く、一定の理解が進んでいると考えられます（P71 図表36）。
- 内閣府が策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の中で「女性は防災・復興の主体的な担い手である」と位置付けていること等を踏まえ、若年層を含め女性も防災・減災の主体的な担い手であるという認識を共有し、今後想定される大規模災害に備える必要があります。

<本市の対応の考え方>

- 防災に関する意思決定に男女共同参画の視点を取り入れるため、あらゆる場面において女性の参画が進むよう取り組みます。
- 男女の違いへの配慮や、女性に対する特段の安全配慮など、性別に関わりなく災害発生時に安心して避難生活を送ることができるよう、防災施策における男女共同参画の視点の確保を図ります。



具体的施策

7-(1) 地域防災における女性の参画拡大

7-(2) 防災施策における男女共同参画の視点の確保

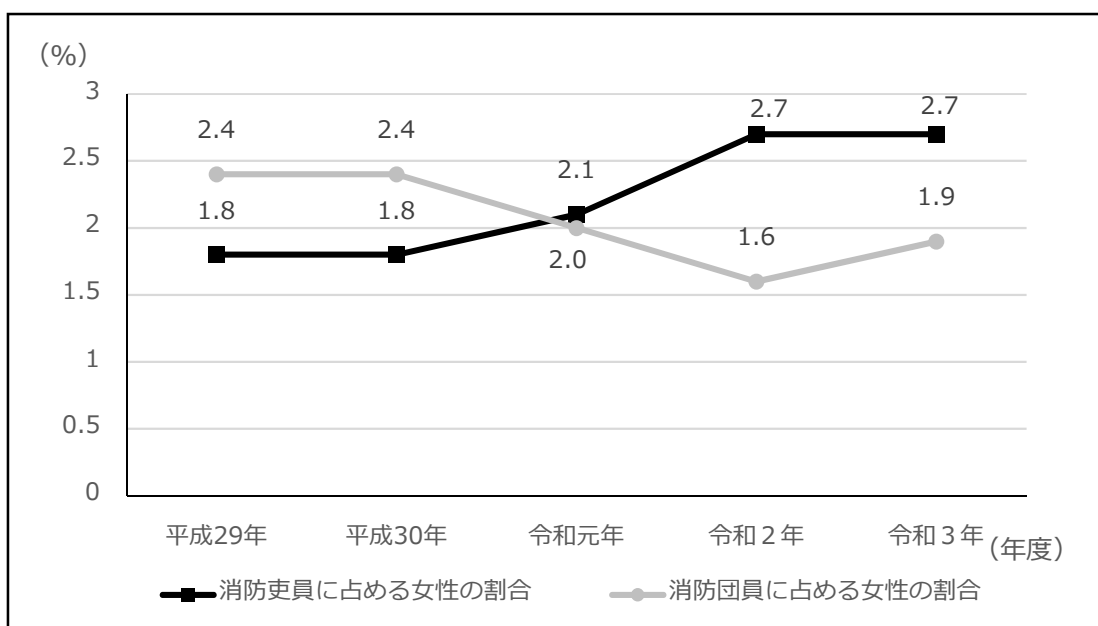
※具体的施策ごとの取組内容等は、P72に記載

図表 34 高槻市防災会議委員数の推移（高槻市）

	平成 29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度
防災会議委員総数	36	36	38	37	38
うち女性委員数	2	1	1	2	1
参画率	5.6%	2.8%	2.6%	5.4%	2.6%

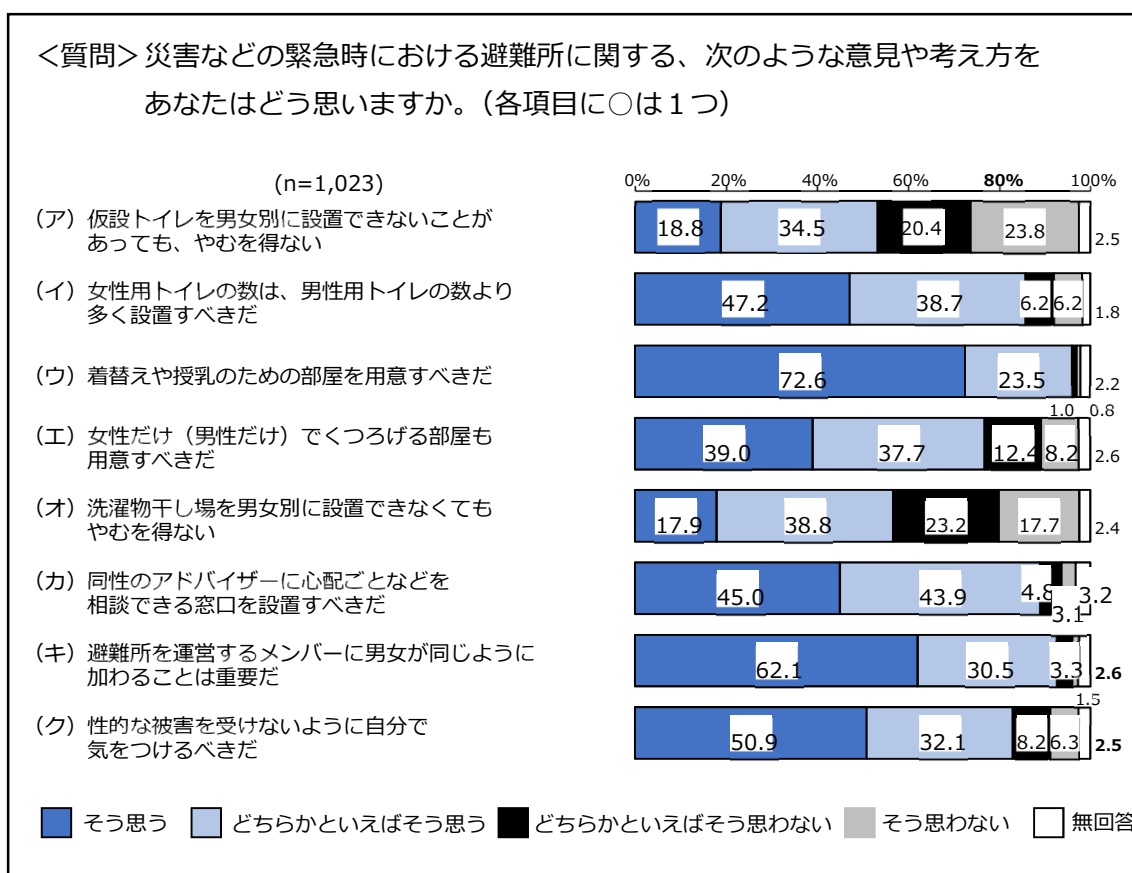
資料：高槻市

図表 35 消防吏員及び消防団員に占める女性の割合の推移（高槻市）



資料：高槻市

図表 36 防災・災害復興対策に関する考え方（市民意識調査）



資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

■ 具体的施策 7 - (1) 地域防災における女性の参画拡大

取組名		取組内容		所管課等
39	意思決定への女性の参画	65	防災に関する政策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。 また、災害対応への女性の参画を促進します。	危機管理室
		66	防災に関する講座の実施や、資料・図書等による情報提供を行います。	人権・男女共同参画課

■ 具体的施策 7 - (2) 防災施策における男女共同参画の視点の確保

取組名		取組内容		所管課等
40	男女共同参画の視点での防災啓発	67	防災訓練や出前講座の機会を捉えて、男女のニーズの違い等を踏まえた防災啓発を行います。	危機管理室
		68	(再掲) 防災に関する講座の実施や、資料・図書等による情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
41	避難所等の運営における配慮	69	女性の視点等に配慮した地区主体の避難所運営マニュアルの策定を支援するとともに、女性専用の設備や物品の確保、避難所生活における安全性の確保等を図ります。	危機管理室

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

基本方針8 男女共同参画の意識づくり

<課題や求められること>

- 男女共同参画社会基本法では、我が国の男女共同参画社会*の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。現在、SDGs*をはじめとするあらゆる取組において、ジェンダー*平等及びジェンダーの視点を確保し施策に反映していく「ジェンダー主流化*」の推進が国際的に進められており、我が国も国際的な協調及び貢献が求められています。
- 国内においても男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできましたが、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。我が国には男女共同参画に関連の深い未締結の条約は多く、労働問題をはじめ国内で整理すべき課題が多くあります（P75 図表37）。
- 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるためには、ワーク・ライフ・バランス*や働き方改革、多様性の確保、公正な処遇といった男女双方を対象にした取組の推進を通じて、男女間の格差を生じない制度・慣行を構築することが不可欠です。
- 社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものですが、男女共同参画の視点からみると、明示的に性別による区分を設けていなくても、固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。したがって、男女共同参画を推進していくためには、このような視点を踏まえて、社会制度全般を見直していくことが必要です。
- 市民意識調査においては、男女の地位の平等感について、社会全体として男性が優遇されていると思う人が、女性では80.1%、男性では68.7%となりました（P25 図表7）。また、平等だと回答した人は女性で7.0%、男性で15.8%であり、男女間での意識差がみられます。
- この背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）*があることが挙げられます。このような意識や固定観念は往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在するものです。
- 子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要であり、併せて社会全体の機運を醸成していくことも欠かせません。

○インターネットを利用したメディア（SNS*を含む）の普及が進み、情報を発信・入手する手段が多様化する一方で、それらの中には、固定的な性別役割分担意識*を助長させるものや、性の商品化などにより女性に対する暴力を助長するもの、性的マイノリティ*の人権への配慮を欠いた表現等もみられます。メディアによる情報は、人々の価値観や意識形成に多大な影響を与えます。多くの情報があふれている社会において、メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する力を身につけることができるよう、メディア・リテラシー*の向上のための取組みを推進します。

○家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、一人ひとりの気づきと学びを支援するとともに、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画やジェンダー*平等に関する様々な情報を親しみやすく分かりやすいものとして伝えて、地道に理解を求めていくことが重要です。

<本市の対応の考え方>

○男女共同参画の動向は、国際的な情勢とも深く関連しており、常に新しい情報等を取り入れながら、それらを親しみやすく、分かりやすく、様々な場面、角度から啓発を行います。

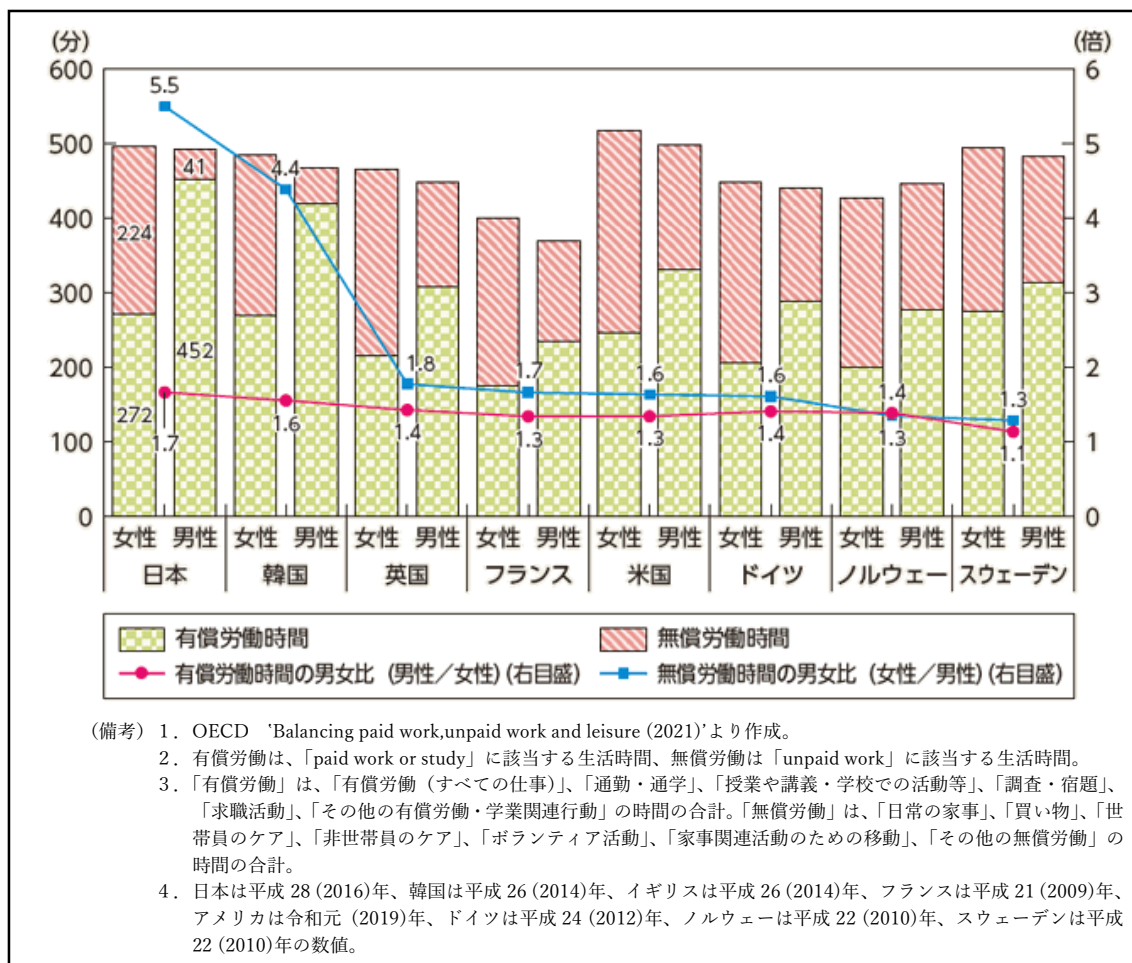
○性別による差別的扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保され、人権が侵害された場合には適切な救済が得られるよう、法律や制度の理解促進を図ります。



具体的施策 8-（1）積極的な情報発信
8-（2）法律・制度の理解促進

※具体的施策ごとの取組内容等は、P76 に記載

図表 37 男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日あたり、国際比較）



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和4年版」

■ 具体的施策 8 - (1) 積極的な情報発信

取組名		取組内容		所管課等
42	啓発活動	70	講演会、展示、広報媒体、インターネット等の様々な手法を用いて、男女共同参画に関する情報が多くの市民に届くよう、啓発を行います。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 図書館
		71	国内外の男女共同参画に関する最新の情報を収集するため、各種研修・説明会に積極的に参加するなど情報収集を行い、各種事業実施に役立てます。	人権・男女共同参画課
		72	男女共同参画センターにおいて、資料・図書等による情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
43	男女共同参画の視点での広報活動	73	市が発信する情報において、固定的な性別役割分担意識*を助長せず、かつ、ジェンダー*平等を一層普及させることができるよう、適切な表現の参考となる情報の収集や提供を行います。	人権・男女共同参画課 各担当課
44	メディア・リテラシー*の向上	74	メディアによる固定的な性別役割分担意識を助長する表現、暴力や女性を商品化する表現等に対し、受け取った情報に対する判断力や適切に発信する力を身に付けることができるよう、啓発を行います。	人権・男女共同参画課

■ 具体的施策 8 - (2) 法律・制度の理解促進

取組名		取組内容		所管課等
45	理解促進に向けた啓発	75	男女共同参画に関わる法律や制度の理解を促進するための啓発として、情報発信や学習機会の提供を行います。	人権・男女共同参画課
		76	研修や情報提供等を適時行い、男女共同参画に関わる法律や制度を運用するうえで必須となる、市職員の理解促進を図ります。	人事企画室 人権・男女共同参画課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

基本方針 9 男女共同参画の視点に立った教育や学習の推進

<課題や求められること>

- 教育は人々の意識形成に大きな影響力を持ちます。全ての教育課程において、人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識*にとらわれることのない男女共同参画の考え方に基づく教育を体系的、継続的に実施することが必要です。
- 家庭や地域等の日常生活の場も重要な教育の場です。市民意識調査では、家庭における性別による役割分担意識を大人と児童・生徒のそれぞれに対して聞いた結果、どちらにおいても、主に生活費を稼ぐのは男性という回答が多く、主に家事を行うのは女性という回答が多い傾向にありました（P28 図表 10、P29 図表 11）。また、4 割から 5 割の大人が「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てた方が良い」と考えており（P78 図表 38）、3 割前後の児童・生徒は「女（男）だから○○○」と親等から言われている等（P78 図表 39）、性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しているという状況があります。
- 子ども達があらゆる場面において人権尊重や男女共同参画の視点を身に付けることができるよう、また、今の子ども達が社会に出る頃には男女共同参画の実現した社会となっているよう、大人達も自ら学び、実践できる学習の機会を確保することが重要です。
- 設置から四半世紀が経過する高槻市立男女共同参画センター（平成 18 年に「女性センター」から改称）は、男女共同参画に関する取組の拠点施設として、講座の実施や資料収集・情報提供等の学習活動支援、男女共同参画に取り組む団体・グループの交流支援などを行ってきましたが、現在はその認知度や利用状況の世代的な偏りなどに課題があります（P79 図表 40）。拠点施設として機能を高めるために、駅前的好立地であることを踏まえた利活用を検討する必要があります。

<本市の対応の考え方>

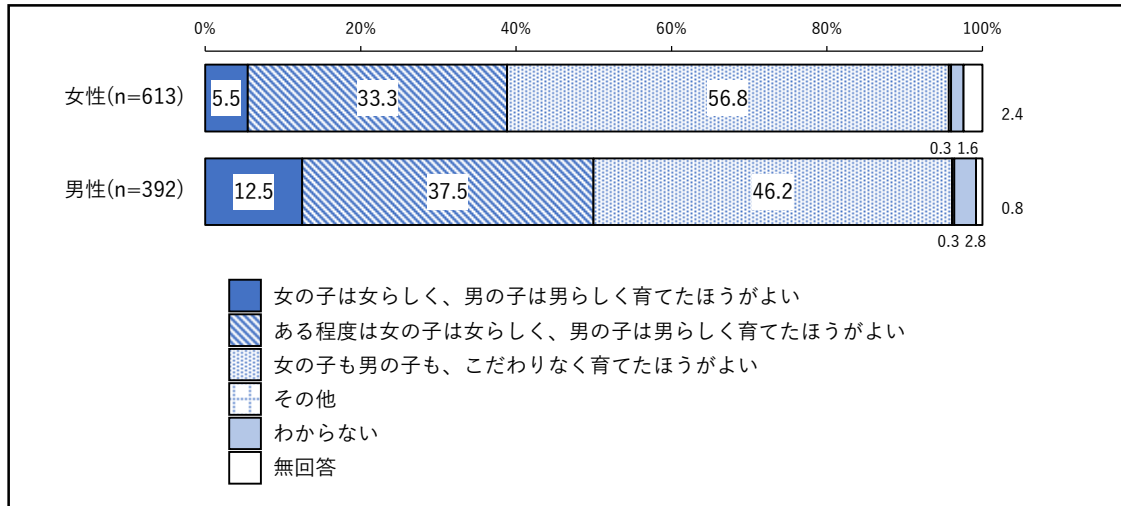
- 固定的な性別役割分担意識等が定着する前に、しっかりした男女共同参画の視点を身に付けられるよう、幼稚園・保育所から小・中学校の教育課程における男女平等を進める教育の充実を図ります。
- 関心のある人が一層理解を深められ、また、特に関心の無い人も気軽に参加し、自然に男女共同参画の視点が身に付けられるよう、様々な学習の機会を提供します。
- 男女共同参画センターの利用者数や利用者層の拡大を図り、ひいては男女共同参画の情報に触れる市民が増加するよう、活動の充実に取り組みます。



- 具体的施策**
- 9-（1）男女平等を進める教育の充実
 - 9-（2）男女平等を進める生涯学習の充実
 - 9-（3）男女共同参画センターにおける活動の充実

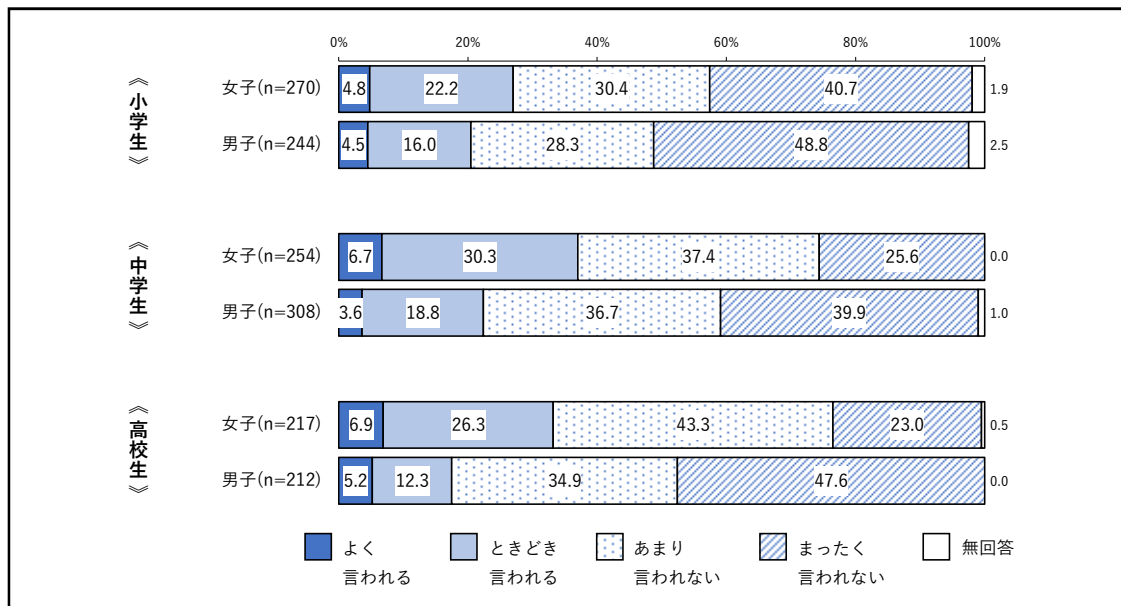
※具体的施策ごとの取組内容等は、P79・80 に記載

図表 38 希望する子どもの育て方（市民意識調査）



資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表 39 「男だから○○」や「女だから○○」と言われたことの有無（小学生から高校生）（アンケート調査）



資料：高槻市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

図表 40 高槻市立男女共同参画センターの認知度（市民意識調査）

	回答者数（n）	利用したことがある	知っているが、利用したことはない	知らない	無回答	
全体	1,023	0.7%	19.8%	75.8%	3.7%	
性別 女性	613	0.8%	18.9%	76.8%	3.4%	
性別 男性	392	0.5%	21.4%	74.7%	3.3%	
女性	10・20歳代	116	-	19.8%	77.6%	2.6%
	30歳代	68	-	14.7%	85.3%	-
	40歳代	110	-	22.7%	76.4%	0.9%
	50歳代	94	-	21.3%	77.7%	1.1%
	60歳代	93	4.3%	21.5%	73.1%	1.1%
	70歳以上	194	0.5%	17.0%	74.7%	7.7%
	男性	10・20歳代	67	3.0%	26.9%	70.1%
30歳代		35	-	11.4%	88.6%	-
40歳代		56	-	23.2%	76.8%	-
50歳代		83	1.2%	19.3%	77.1%	2.4%
60歳代		55	-	27.3%	69.1%	3.6%
70歳以上		124	-	17.7%	75.0%	7.3%

資料：「高槻市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和3年度）」

■ 具体的施策 9 - (1) 男女平等を進める教育の充実

取組名	取組内容	所管課等
46 教育内容の充実	77 各学校園・保育所において、男女共同参画の視点に立った教育内容となるよう、高槻市人権教育推進計画や高槻市人権保育基本方針に基づいて教育の充実に取り組みます。	教育指導課 保育幼稚園 総務課
	78 子ども達がテレビやインターネット等を通じて、無意識・無批判に、固定的な性別役割分担意識*、暴力及び性の商品化を受け入れることがないように、また、子ども自身がトラブルに巻き込まれないよう、学校教育の場において、学習を行います。	教育指導課
47 人権教育の人材育成	79 男女共同参画の視点に立った教育が実施できるよう、教職員対象の人権研修を行います。	教育センター
	80 幼児教育・保育関係者に対する人権研修を行います。	保育幼稚園 総務課

■ 具体的施策 9 - (2) 男女平等を進める生涯学習の充実

8 取組名		取組内容		所管課等
48	講座等の充実	81	子育て中の人や働く人でも参加しやすいよう、曜日・時間・方法等を工夫して、男女共同参画社会*の実現に向けた講座等を実施します。 講座等の企画運営を NPO 等や男女共同参画センターで学習した市民との協働で取組み、内容の充実を図ります。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課 公民館
49	男性の家事・育児・介護等への参画促進に向けた講座等	82	男性が家庭における家事・育児・介護等に参画する意義の理解が深まるよう、固定的な性別役割分担意識*の解消に向けた様々な講座等を実施します。	人権・男女共同参画課 子ども保健課 子育て総合支援センター 公民館

■ 具体的施策 9 - (3) 男女共同参画センターにおける活動の充実

取組名		取組内容		所管課等
50	情報収集・提供	83	男女共同参画に関する資料・図書・ビデオ・DVD 等を収集し、市民が気軽に利用できるよう情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
51	学習支援	84	男女共同参画に関する講座等を実施し、学習の機会を提供します。 講座等の企画運営を NPO 等や男女共同参画センターで学習した市民との協働で取組み、内容の充実を図ります。	人権・男女共同参画課
52	交流支援	85	男女共同参画センター登録団体による学習や活動、団体間のネットワークづくりを支援します。 また、男女共同参画センターの講座修了生の企画運営や情報誌編集への参画を促進することで、女性の活躍の機会や交流の活性化を図ります。	人権・男女共同参画課
53	男女共同参画センターの利用拡大	86	男女共同参画センターが、誰もが気軽に立ち寄り、男女共同参画に関する情報に触れられる施設としての機能を発揮できるよう、オープンスペース等を利活用し、利用者数及び利用者層の拡大を図ります。	人権・男女共同参画課

3-4 計画の指標

本計画の基本目標の達成度を測るため、以下の指標を設定します。

評価指標		現状値 令和3年度	目標値 令和14年度	備考
基本目標1	審議会等委員の女性委員の割合	29.5%	40%以上 60%以下	継続
	女性委員のいない審議会等の割合	8.8%	0%	継続
	女性人材リスト*登録者	8名	20名	継続
	高槻市職員の管理職（主査級以上）の女性の割合	19.1%	30%	引き上げ
基本目標2	配偶者等から身体的・精神的暴力を受けた経験のある人の割合（※）	全体	減少	継続
		女性		
	配偶者等から暴力を受けたことがあるが、どこにも相談したことがない人の割合（※）	全体	減少	新規
		女性		
DV*を受けた時の相談先が市役所にあることを知っている人の割合（※）	全体	50%	継続	
	女性			
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の認知度（※）		17.9%	25.0%	新規
基本目標3	「男女共同参画社会*」という言葉の認知度（※）	全体	80%	継続
		女性		
		男性		
	性別による固定的な役割分担意識に同意する人の割合（※）「夫は仕事」「妻は家庭」賛同割合	全体	24.6%	①全体数値 15.7%以下 ②男女差縮小
女性		22.7%		
社会全体からみた男女の地位が「平等である」と思う人の割合（※）	女性	7.0%	①20%以上 ②男女差縮小	新規
	男性	15.8%		
男女共同参画センターを利用したことがある人の割合（※）	全体	0.7%	3.0%	新規
	女性	0.8%	3.0%	
	男性	0.5%	3.0%	

（※）は市民意識調査による数値。

第4章 計画の推進

4-1 計画の推進体制

4-2 計画の進行管理

第4章 計画の推進

4-1 計画の推進体制

高槻市男女共同参画推進条例は、その前文において「高槻市における男女共同参画社会*の形成を推進するため、市、市民、事業者そして各種の団体が一体となって、積極的に取り組み」とし、また第1条において「市並びに市民、事業者及び各種の団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定しています。

各主体がそれぞれの責務を果たしつつ、市の施策に沿って一体的に取り組むことで、社会全体で男女共同参画社会を実現することを目指し、本計画を以下の体制で推進することとします。

1 庁内の推進体制

「高槻市男女共同参画推進本部」を中心とした横断的な組織体制により、総合的かつ効果的に施策を推進します。

また、常に本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、定期的に学習の機会を設け、全庁的な理解促進を図ります。

2 市民、事業者、関係団体・NPO、教育機関等との連携

各主体が条例に規定されたそれぞれの責務を果たすことができるよう支援するとともに、市の対等なパートナーとして、市も含めた各主体間相互の連携・協働を促進することで、社会全体における男女共同参画社会の実現に取り組みます。

3 苦情や意見への対応

本市では、条例に基づく「男女共同参画施策等苦情処理制度」を設け、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情や意見を受け付けています。

受け付けた意見は第三者の苦情処理委員に意見を聞いて処理することとし、公正かつ中立な対応に努めています。

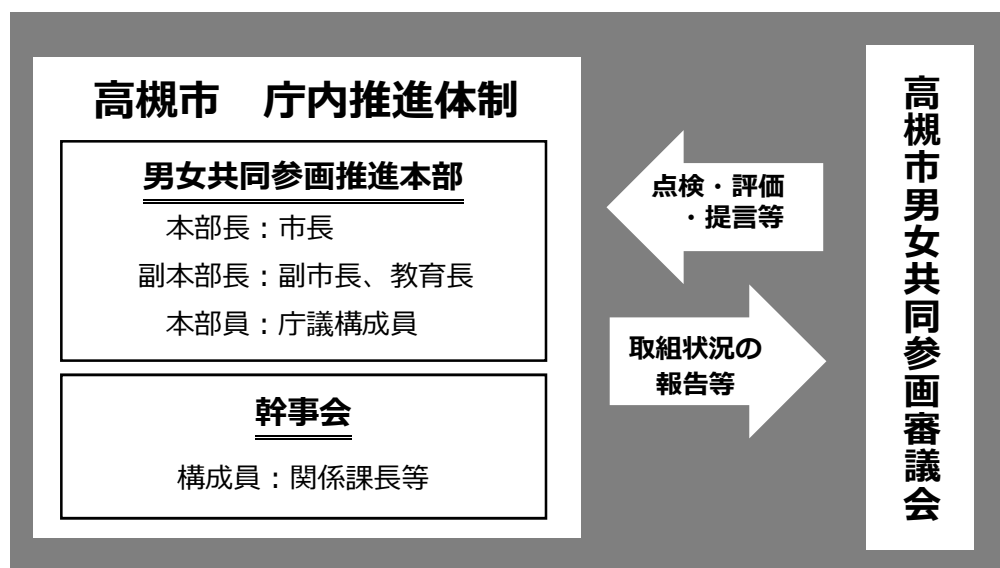
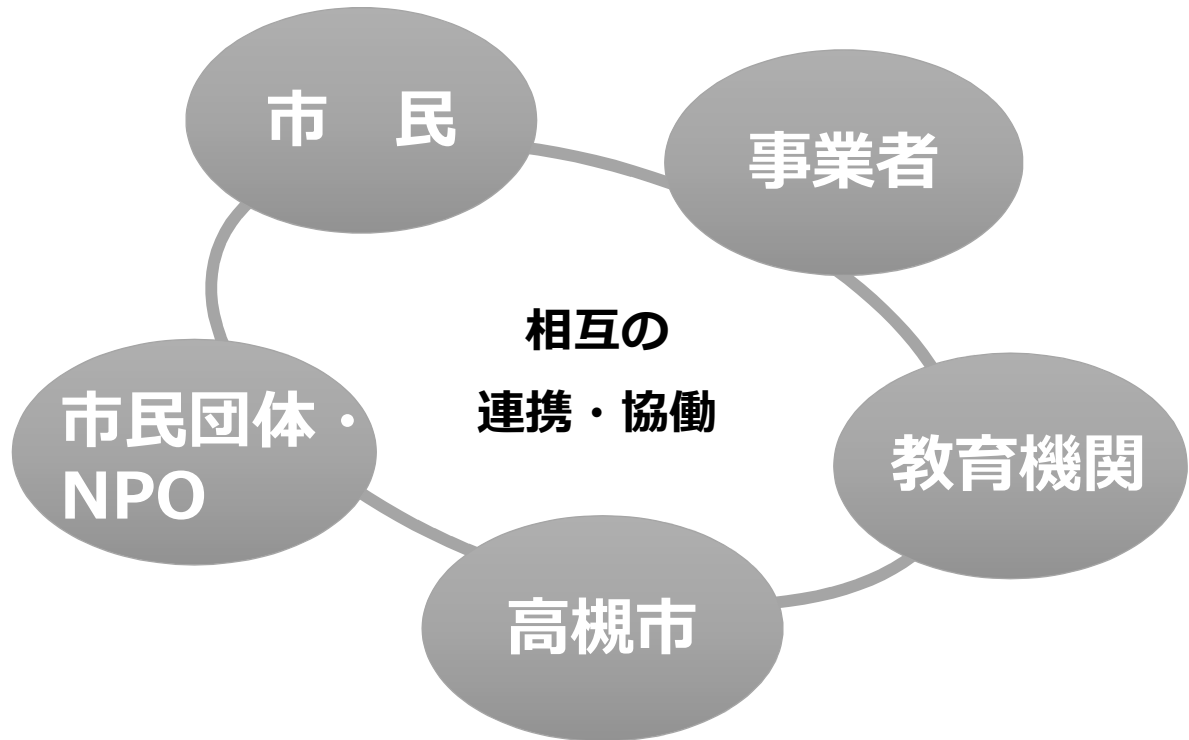
同制度の周知と適切な運用に努め、定期的に運用状況の公表を行います。

4-2 計画の進行管理

計画期間中の取組状況について定期的に点検・評価し、本市における男女共同参画の取組の課題の発見と対応を適切に行うことで、計画の実効性を確保します。

点検・評価にあたっては、高槻市男女共同参画審議会の意見を反映することで、客観性の確保を図ります。

高槻市における男女共同参画の推進



資料編

- 1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 2 男女共同参画社会基本法
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 5 高槻市男女共同参画推進条例
- 6 用語解説

1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条 この条約の適用上、「女子に対する差別」

とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく

追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス

(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

1 : 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
- (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

2 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第二百号

同 十一年十二月二十二日同第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあ

らゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における

活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明

らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村

2 : 男女共同参画社会基本法

男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間

の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

2：男女共同参画社会基本法

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宣適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する

る施策の推進を図るよう、適切な 指導を行うこと。

- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、

事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条に

おいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定

3：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ)。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭

和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に

対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学するその他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務

3：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

先その他その通常所在する場所の付近をはいか
いしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳
未満の子を除く。以下この項において同じ。）の
同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被
後見人である場合にあっては、その法定代理人
の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立て
に係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所が
ないとき又は住所が知れないときは居所）の所
在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次
の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもす
ることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対す
る暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定に
よる命令（以下「保護命令」という。）の申立て
は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければ
ならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等
に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は
配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後
の配偶者から受ける身体に対する暴力により、
生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが
大きいと認めるに足りる申立ての時における
事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てを
する場合にあっては、被害者が当該同居して
いる子に関して配偶者と面会することを余儀
なくされることを防止するため当該命令を発
する必要があると認めるに足りる申立ての時
における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てを
する場合にあっては、被害者が当該親族等に
関して配偶者と面会することを余儀なくされ
ることを防止するため当該命令を発する必要
があると認めるに足りる申立ての時における
事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警
察職員に対し、前各号に掲げる事項について
相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実
の有無及びその事実があるときは、次に掲げ
る事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当
該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた
日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた
措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項
第五号イから二までに掲げる事項の記載がない
場合には、申立書には、同項第一号から第四号ま
でに掲げる事項についての申立人の供述を記載
した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十
三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたも
のを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事
件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立
ち会することができる審尋の期日を経なければ、
これを発することができない。ただし、その期日
を経ることにより保護命令の申立ての目的を達
することができない事情があるときは、この限
りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二ま
でに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、
当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属
官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若し
くは保護を求めた際の状況及びこれに対して執
られた措置の内容を記載した書面の提出を求め
るものとする。この場合において、当該配偶者暴
力相談支援センター又は当該所属官署の長は、
これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項
の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官
署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援
助若しくは保護を求められた職員に対し、同項
の規定により書面の提出を求めた事項に関して
更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに

帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性

質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手から暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者は又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び

3：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

公布日：平成二十七年九月四日

(令和元年法律第二十四号)

最終改正：令和元年六月五日

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営

み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における

女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

4 : 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任してい

ること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四

十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又

4：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関

の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第

五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 高槻市男女共同参画推進条例

平成 17 年 12 月 20 日

条例第 57 号

すべての人が個人として尊重され、性別によって社会的な役割が決定されるのではなく、自分の意思で生き方を選択し、個性と能力を発揮することができる社会の実現が今強く求められています。

第二次世界大戦後、日本国憲法、世界人権宣言、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等においてうたわれている男女の「個人としての人格の尊重」、「法的・社会的平等」、「固定的な役割分担の解消」といった理念に基づき、また、「平等・開発・平和」をテーマとした国際社会の動向とも連動しながら男女平等社会の実現に向けた様々な取組が展開されてきました。

その成果として、男女平等に関する理解も深まり、社会の制度も整備されるなど着実な進展が見られるところです。

しかし、性別による固定的な役割分担の意識や慣習などの様々な要因によって、個人としての自由な活動の選択が妨げられているという実態がなお残存しています。

また、今日の経済情勢や少子高齢といった社会状況の変化に対応していくためにも、実質的な男女平等に向けた一層の努力により、国際的な人権の視点と価値観に準拠した多様で活力ある社会の実現が緊急かつ重要な課題となっており、その推進を図るために男女共同参画社会基本法が制定されました。

そこで、基本法の趣旨にのっとり、高槻市における男女共同参画社会の形成を推進するため、市、市民、事業者そして各種の団体が一体となって、積極的に取り組み、市民一人一人が自立した個人として生き生きと暮らすことができるようこの条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び各種の団体(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成

を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受できる社会をいう。

(2)積極的格差是正措置 前号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動によってその者に苦痛若しくは不快感を与え、又は性的な言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。

(4)ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった男女の間において、身体的、精神的、経済的、性的又は社会的な危害又は苦痛を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

(1)男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による直接・間接の差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女が互いに身体的特徴についての理解を深め、健康の保持に配慮するとともに、妊娠や出産に関し女性の意思と男性の意思が同等に尊重されること及び

性別に起因するあらゆる権利の侵害が行われないこと。

(2)社会における制度又は慣行によって、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある性別による固定的な役割分担を生じさせ、又は踏襲させないこと。

(3)男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定過程に共同して参画できるよう積極的格差是正措置等の必要な措置を講ずること。

(4)家族を構成する男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、相互の協力と社会の支援を得て、家族の一員として、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における役割を果たし、かつ、職場、地域等での活動を行うことができるよう制度及び環境の整備を図ること。

(5)男女共同参画社会の形成に関する取組は国際的な理念及び情勢と深く関連していることから、その動向に留意すること。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第 4 条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス等の個人の尊厳を侵す暴力的な言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第 5 条 何人も、公衆に表示する情報において、第 3 条各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に反し、又は前条の規定による禁止行為を是認し、若しくは助長させる表現を用いまいよう配慮しなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するとともに、必要な推進体制を整備しなければならない。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、男女共同参画に関し理解を深め、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 8 条 事業者は、男女が職業生活並びに家庭生活及び地域社会での生活を両立できるよう職場環境を整備すること、事業所の方針の立案及び決定過程への男女の対等な参画機会を確保することその他性別による差別的な取扱いを行わないこと等により、事業所における男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

(各種の団体の責務)

第 9 条 市内で活動する各種の団体は、その活動において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第 10 条 学校教育、社会教育その他の教育に関わる者は、男女共同参画社会の形成における教育の果たす役割の重要性に留意するものとする。

(市民等の協働)

第 11 条 市及び市民等は、協働して、男女共同参画社会の形成に取り組むものとする。

第 2 章 市の施策の基本的事項

(施策を策定等する場合の基本方針)

第 12 条 市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、又は実施しなければならない。

(男女共同参画計画の策定等)

第 13 条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画計画を策定するものとする。

2 市は、男女共同参画施策の実施に関しその予定及び状況を公表するものとする。

(男女共同参画に関する教育の推進)

第 14 条 市は、学校教育、社会教育等において、男女共同参画の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の理解を深めるための措置)

第 15 条 市は、広報及び広聴を通じて、市民等の男女共同参画についての理解を深めるものとする。

2 市は、事業者に対し男女共同参画に関する取組状況について報告を求め、必要な助言を行うことにより、事業者の理解を深めるものとする。

(市民等に対する支援)

第 16 条 市は、市民等の男女共同参画を推進する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第 17 条 市は、男女共同参画施策の推進に必要な調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(苦情等の申出)

第 18 条 市民等は、男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情又は意見があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、苦情処理委員の意見を聴き、迅速かつ適切に処理するものとする。

(相談の申出)

第 19 条 市民は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に処理するものとする。

第 3 章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第 20 条 市に、高槻市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、重要な施策及び事項に関すること。

(2)男女共同参画計画の実施状況に関すること。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)市議会の議員

(2)学識経験のある者

(3)関係団体から推薦を受けた者

(4)市民

5 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 附属機関に関する条例(高槻市条例第 262 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第 328 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

6 用語解説

あ行	
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」と訳される。
一般事業主行動計画	平成 27(2015)年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）及び平成 15(2003)年 7 月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、事業主に対して策定が求められた行動計画。
SNS	「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士で交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
M 字カーブ	日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に、労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10 年前と比較すると、すべての年齢階級で女性の労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形は M 字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
エンパワーメント	個々人が本来持っている力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。
か行	
キャリア教育	児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ行	
JK ビジネス	「JK」、すなわち「女子高校生」などの 18 歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、児童による性的なサービスを客に提供させるもの。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性差」のこと。生殖器の違いに基づく生物学的な性差を示すセックス (sex) という概念に対して、社会的・文化的に形成された性別役割や行動様式、性格などの性差（「男らしさ」「女らしさ」）を意味する概念として用いられる。

さ行	
ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表している、各国における男女格差を測る指数のこと。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を示している。
ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。
持続可能な開発目標（SDGs）	平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals : SDGs）を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられている。
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和 54(1979)年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56(1981)年に発効。我が国は昭和 60(1985)年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。
女性人材リスト	高槻市政にかかる政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、本市の「エンパワーメント講座」を修了し、かつ、指定した講座を受講した者のうちから、本人が希望する場合について登録を行い、審議会等の委員の選任の際、部局の長の求めに応じて、情報提供等を行うために作成しているリスト。
性的指向・性自認	<p>性的指向（Sexual Orientation）は、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字をとった「SOGI」という用語もある。</p> <p>なお、性的指向について、例えば、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者：両性に惹かれる人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（身体と心の性が一致せず、そのずれに違和感がある人。体の性別と異なる性別で生きるまたは生きたい人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（性的マイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。</p> <p>そのほか、クエスチョニング（心の性や性的指向がわからなかったり、迷っていたりする人）、アセクシュアル（無性愛者）など、さまざまな人がいる。また、これらのほかにも、さまざまなセクシュアリティがあることを意味するために、「LGBT」の最後に「+」（プラス）を付ける場合もある。</p>

さ行	
性的マイノリティ	性的指向（どのような性別の人を好きになるか）が同性や両性であったり、性自認（自分の性別をどう認識しているか）が身体的性別と一致していないなど、性のあり方が多数派に属さない人。
セクシュアリティ	かつて「性」は男女間の性行動に限定された概念とみなされてきたが、性の多様性が認識されるなかで、「性」を自然、本能という領域ではなく、社会、文化という領域から捉え返し、性に関わる、人それぞれの生き方や意識、行動、人間関係など、性に関する現象の総体を示す概念としてセクシュアリティが使われるようになった。
セクシュアル・ハラスメント	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、相手や周囲に不快感を与えることをいう。それに加えて、職場では、相手の意に反した性的な言動に対する相手の拒否的対応により、仕事を遂行するうえで不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的言動が学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送るうえで不利益を与えたり、学習環境を悪化させることをいう。さらには、相手の意に反しない性的言動であっても、それが周囲に不快感を与える場合は、セクシュアル・ハラスメントとみなされることがある。
積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
た行	
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者・パートナーや恋人など親密な関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力や子どもを巻き込む暴力などがある。その中でも交際相手からの暴力を「デートDV」と呼んでいる。

た行	
DV相談+(プラス)	新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、生活不安やストレスからDV等の増加・深刻化が懸念されたことを受けて、令和2年4月から緊急的に開始された相談のこと。DV被害者に対し24時間対応の電話相談、オンライン・チャット(SNS)や電子メールを活用した相談、外国語による相談等の実施に加え、被害者の安全を確保し社会資源に繋げるための同行支援や緊急保護等の支援を総合的に提供する。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。「tele（離れたところで）」と「work（働く）」を合わせた言葉である。
は行	
パワーハラスメント	職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。令和2年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント対策が大企業に義務付けられた（中小企業は令和4年から）。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織。
ま行	
マタニティ・ハラスメント	職場における妊娠や出産、育児などを理由とした解雇、降格などの取扱いや嫌がらせなどの行為のこと。
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
面前DV	子ども（18歳未満）の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止法の平成16(2004)年改正で、心理的虐待のひとつと認定された。

ら行	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>平成 6 (1994)年の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成 7(1995)年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において採択された概念。</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関わる健康）は、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。それは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つことを意味する。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、自分の身体に関することを自分自身が選択し、自己決定できる権利。すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利であり、それには差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。</p>
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいう。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。